

養老町公共施設等総合管理計画 (改訂版)

令和4年3月改訂

計画期間 平成29年度～令和8年度

目次

1. 計画の目的等	1
1.1 計画の背景・目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の対象範囲	3
2. 公共施設等の現況及び将来見通し	4
2.1 公共施設等の現況	4
1. 養老町の地域性・人口推移・財政状況	4
2. 公共施設の現状	10
3. インフラ施設の現状	17
3. 中長期的な経費の見込み及び財源の見込み	23
3.1 公共施設の将来の更新投資額の見込み（従来型）	23
3.2 公共施設の将来の更新投資額の見込み（長寿命化型）	25
3.3 インフラ施設の将来の更新投資額	27
3.4 財源の見込み	31
1. 投資的経費の推移	31
2. 投資余力について	31
4. 公共施設等の管理に関する基本的な方針	32
4.1 計画期間	32
4.2 現状や課題に関する基本認識	33
4.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	34
1. 公共施設等維持管理の全体方針	34
2. 公共施設等維持管理の個別方針	37
5. 目標の設定及び重要方針（優先度判定）	40
5.1 目標設定の基本的な考え	40
5.2 施設優先度の判定	41
1. 保有量削減において優先すべき施設の考え方	41
2. 施設類型別の優先度判定	43
3. 施設劣化状況等と今後の施設管理コストによる優先度判定	44
5.3 公共施設のあり方に関する町民のニーズ	48
5.4 目標及び優先度からみる今後の公共施設の在り方の検証	49
6. 類型別方針	50
6.1 類型別方針（建物系公共施設）	50
1. 町民文化系施設	50
2. 社会教育系施設	52
3. スポーツ・レクリエーション系施設	53
4. 産業系施設	55
5. 学校教育系施設	56
6. 子育て支援施設	59
7. 保健・福祉施設	61
8. 行政系施設	63
9. 公営住宅	65
10. 公園	66
11. その他建築系公共施設	67
6.2 土木系公共施設	69
1. 道路	69
2. 橋梁	70
3. 公園等	71

4.排水機場	72
5.上水道	73
6.下水道	74
7. 計画の推進に当たっての体制等	75
7.1 更新費用の平準化調整	75
7.2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	76
7.3 フォローアップの実施方針	77
8.資料集	78
8.1 専門用語集	78

1. 計画の目的等

1.1 計画の背景・目的

現在、町が保有する公共施設の多くは、人口増加に伴う公共サービスの増加への対応や豊かさの創出を目指し、高度経済成長期後半から 2000 年代前半にかけて整備されてきたものです。その結果、施設の重複や老朽化に伴う大量の施設更新が今後の問題となって浮かびあがってきています。

また、我が国においては、国の債務残高が 1,000 兆円を超える額にまで達し、地方財政においても少子高齢化の急速な進展に伴う社会保障費の増加等、より厳しさを増す中、変化する住民ニーズにも的確に対応していく必要があります。

このような中、これまでの手法による公共施設等の維持管理・更新は財政上にも大きな負担となり真に必要な他の公共サービスにも影響を与えかねないことが懸念されます。住民・議会・行政等が課題を共有し、公共サービスのあり方を見直し、町における健全な財政を維持し持続可能な公共サービスの提供を進めるためには、公共施設等の統廃合・再配置・更新等の指針を示さなければなりません。

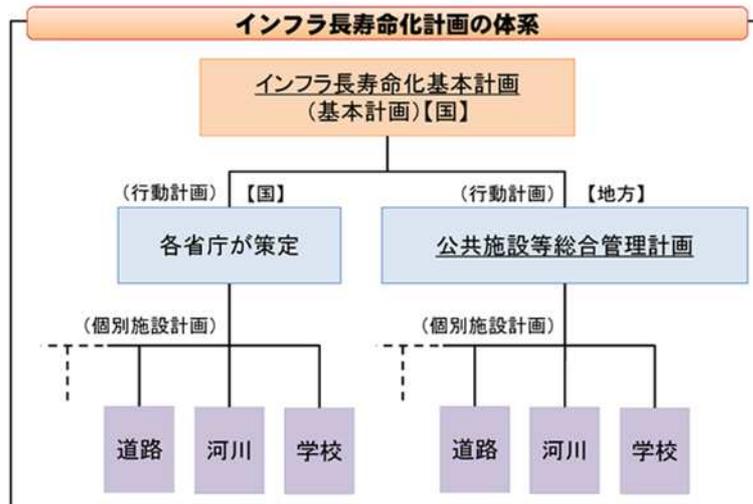
平成 25 年（2013 年）11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」を上位計画とする地方公共団体の行動計画として、平成 26 年（2014 年）4 月に「公共施設等総合管理計画の策定要請」が全ての地方公共団体に通知されました。

「養老町公共施設等総合管理計画」では、将来的な人口減少対策、公共施設等の統廃合を含む適正な再配置及び財政負担の軽減・平準化を目的として、公共施設やインフラ施設の実態を把握し、長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等の総合的な計画を策定します。

本計画は、10 年という長期計画の中間地点である 5 年目に、フォローアップとして見直しを実施したものです。

1.2 計画の位置づけ

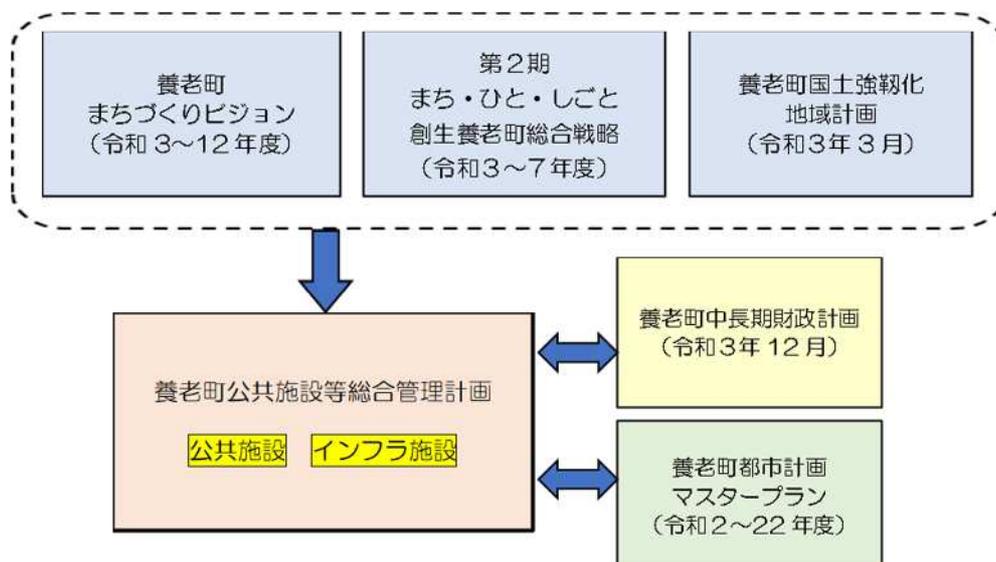
- 公共施設やインフラ施設の老朽化等の問題が深刻化していく中、国は「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国民に必要な公共サービスを維持していくためには、公共施設を新しく造るのではなく、既存の施設を「賢く使う」考え方への転換に向けて取り組みを始めました。
- 全国の地方公共団体においてもこの考え方に基づいた取り組みを行っていく必要があるため、各団体における公共施設マネジメントの行動計画として、「公共施設等総合管理計画」を策定することが求められています。



〈出典〉「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要（総務省）

- 本町においては、「養老町まちづくりビジョン」や「第2期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略」、「養老町国土強靱化地域計画」を上位計画とし、「養老町都市計画マスタープラン」、「養老町中長期財政計画」とも整合・関連した計画として「養老町公共施設等総合管理計画」を改訂します。
- また、本計画を公共施設及びインフラ施設全体のマネジメントについての全体計画として位置づけ、各施設の状態に応じて個別施設計画を策定していきます。

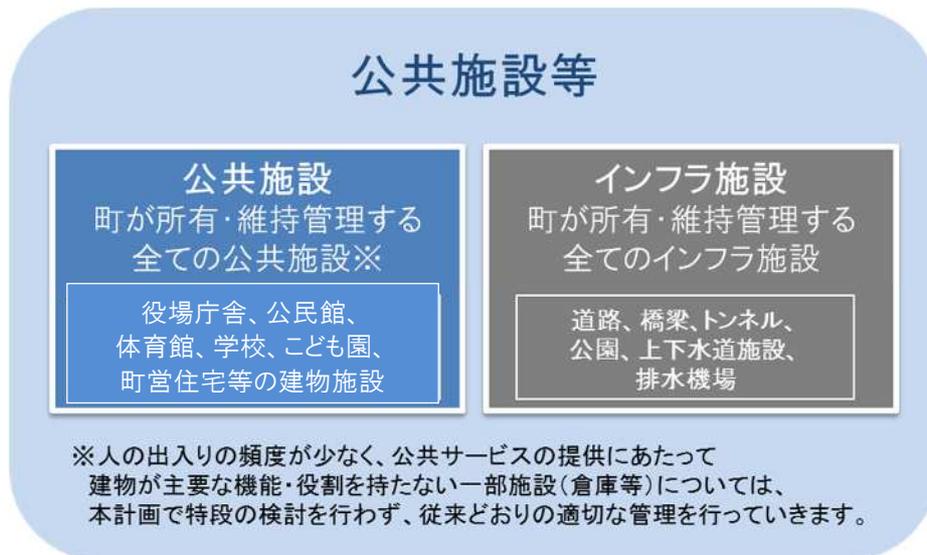
本町における公共施設等総合管理計画の位置づけ



1.3 計画の対象範囲

- 公共施設（役場庁舎、公民館、体育館、学校、こども園、町営住宅等）、インフラ施設（道路、橋梁、トンネル、公園、排水機場、上水道、下水道）の全施設を対象とします。

図表：公共施設等総合管理計画の対象範囲



図表：対象とする公共施設及びインフラ施設

公共施設		インフラ施設	
大分類	中分類	大分類	中分類
町民文化系施設	集会施設 文化施設	道路	舗装、トンネル
社会教育系施設	博物館等	橋梁	橋梁
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設 レクリエーション施設・観光施設 保養施設	公園	公園
産業系施設	産業系施設	排水機場	排水機場
学校教育系施設	学校	上水道	上水道
子育て支援施設	幼保・こども園	下水道	下水道
保健・福祉施設	保健施設 福祉施設(高齢/障がい/ その他)		
行政系施設	庁舎等 消防施設 その他行政系施設		
公営住宅	公営住宅		
公園	公園施設		
その他建築系公共施設	その他		

2. 公共施設等の現況及び将来見通し

2.1 公共施設等の現況

1. 養老町の地域性・人口推移・財政状況

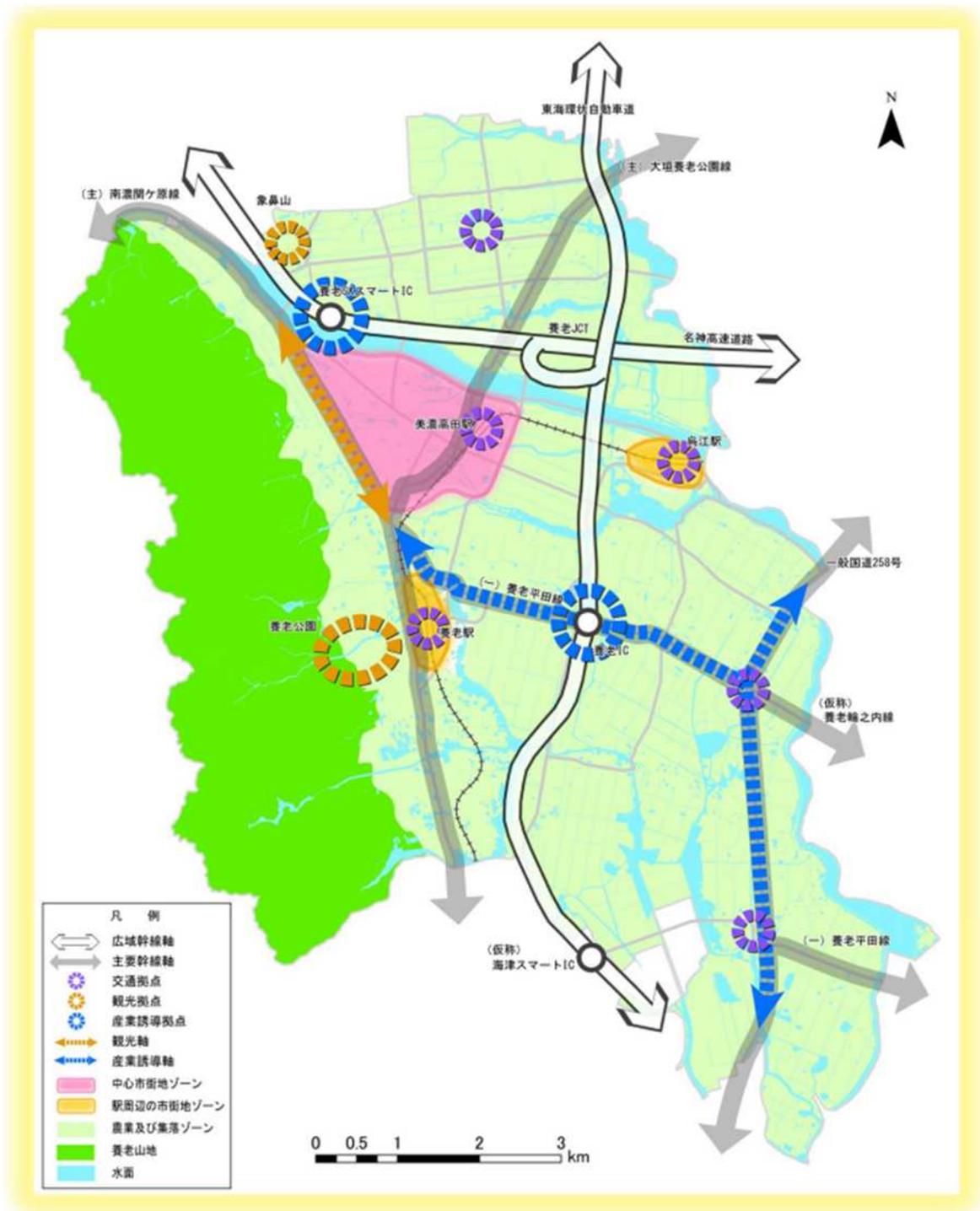
(1) 養老町の地域性

- 昭和29年(1954年)、高田町、養老村、広幡村、上多度村、池辺村、笠郷村、小畑村、多芸村、日吉村、合原村の一部(室原地区)が合併し、養老町が発足しました。
- 養老町は、岐阜県の西南部の西濃圏域に位置し、東西は大垣市、安八郡輪之内町、南は海津市、三重県いなべ市、北は不破郡垂井町等3市2町に隣り合っています。
- 車で京都・岐阜市に40分程、東海圏の中心・名古屋市には1時間程の距離で、東海道新幹線岐阜羽島駅には30分程の立地条件を有しています。
- 町の北部に名神高速道路養老SAスマートIC、町の南部に東海環状自動車道養老ICが立地し、アクセスの利便性の向上、地域の活性化、物流の効率化に寄与しています。
- 西部の養老山地は一枚の大きな屏風を立てたようにほぼ南北に走り、山腹から麓にかけての斜面は、大きな落差の断層のため急なげけとなり、多くの谷が見られ、滝も多くなっています。また、そこから続く扇状地は、そのほとんどが砂や小石からできているため、谷川の水は地下にしみこみ、扇状地の末端のところで「河間」と呼ばれる泉となって湧き出しています。
- 東側の平野部は、町の東端を流れる揖斐川及びその支流に当たる牧田川、津屋川等の河川により形成される輪中地帯で、そのほとんどは海拔0メートルに近い低湿地となっています。



〈出典〉 ホームページ「養老町の歴史文化資源」

■養老町のまちづくりのイメージを示します。



〈出典〉養老町都市計画マスタープラン

(2) 人口

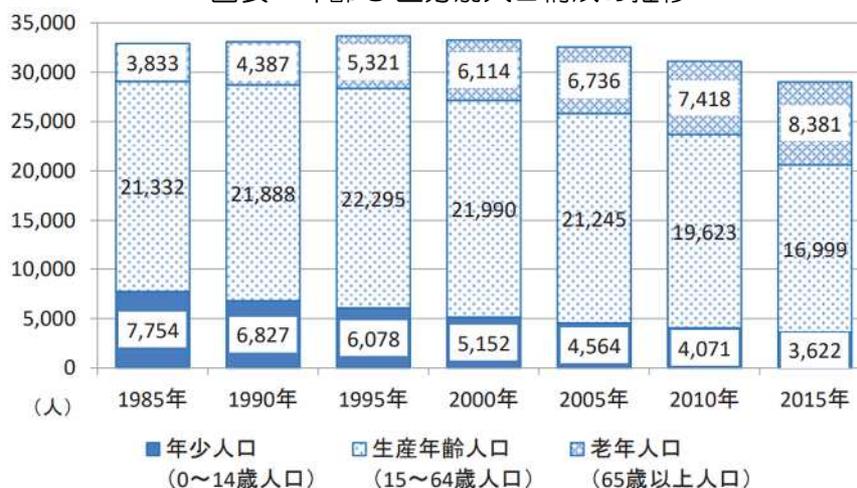
- 人口の推移をみると、平成7年（1995年）の33,694人をピークに減少しており、平成27年（2015年）では29,029人となっています。一般世帯数については、平成22年（2010年）まで増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）では9,366世帯と減少しています。
- 平成27年（2015年）時点で、年少人口割合12.5%、生産年齢人口割合58.6%、老年人口割合28.9%と、少子高齢化が進んでおり、今後はさらに深刻な状況となっていく見込みです。
- 令和2年度（2020年度）末時点では、人口27,823人、世帯数10,445世帯となっています。

図表：総人口・一般世帯数の推移



〈出典〉 養老町人口ビジョン（改訂版）

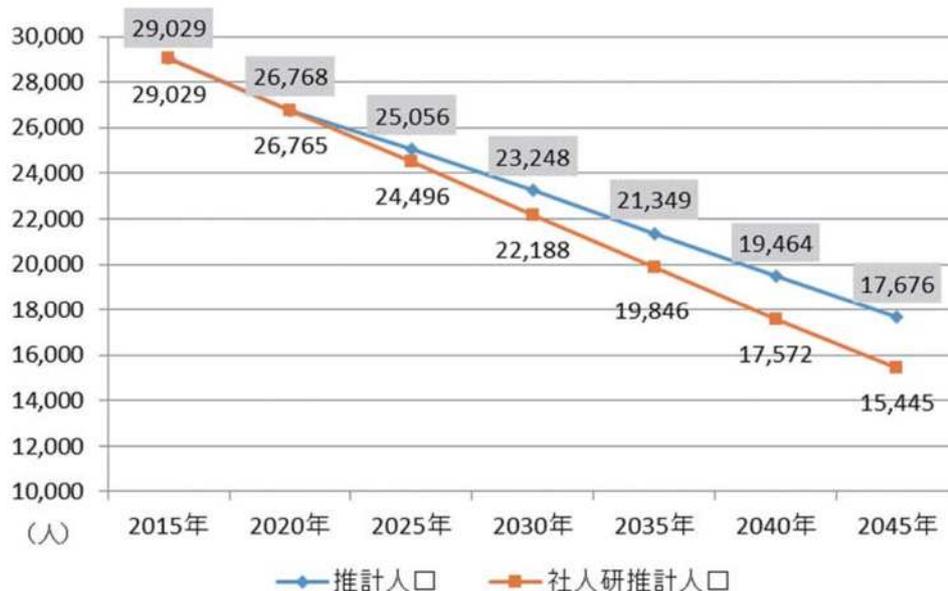
図表：年齢3区分別人口構成の推移



〈出典〉 養老町人口ビジョン（改訂版）

- 「養老町人口ビジョン（改訂版）」によると、人口減少に対する施策を特に行うことなく、現状のまま推移した場合、令和12年（2030年）には22,188人となり、令和27年（2045年）には15,445人になると見込まれます。
- 本町の人口に関する現状分析の結果を踏まえて、現在の合計特殊出生率を維持しつつ、転出を抑制し、令和12年（2030年）の人口の将来目標を23,000人とします。

図表：人口の推移と将来人口の見通し



〈出典〉養老町人口ビジョン（改訂版）

(3) 財政状況

① 歳入・歳出の状況

■普通会計決算において、平成22年度（2010年度）から令和2年度（2020年度）において、歳入・歳出は増加傾向にあり、ここ数年は100～110億円程度で推移していましたが、令和2年度（2020年度）は歳入・歳出ともに40億円を超える増加となっています。

■歳入において、地方税（町税）はほぼ横ばい、令和2年度（2020年度）は、国庫支出金・県支出金の割合が増加しています。国庫支出金の増加は、コロナ禍で実施された、給付金事業に伴うもので、県支出金の増加は、民間工場の建設に伴うものです。

■歳出においては、扶助費、物件費が上昇傾向にあり、令和2年度（2020年度）は、補助費等が約30億円増加しています。これは、コロナ禍で実施された、給付金事業に伴うものです。

図表：普通会計決算【歳入】の推移



<出典>市町村財政の状況（市町村台帳編）、2020年は町資料

図表：普通会計決算【歳出】の推移



<出典>市町村財政の状況（市町村台帳編）、2020年は町資料

②投資的経費の推移

■町一般会計のうち、維持管理事業を含む普通建設事業等に充当した投資的経費は、令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）と養老SAスマートICの開通に伴う経費や庁舎内の改修工事等に伴い、増加傾向にあります。

■今後も新食肉基幹市場建設関連事業や、老朽化した施設更新等により、さらに増加すると考えられますが、既存施設の維持管理及び更新等に必要となる財源の確保が課題となっています。

図表：投資的経費の推移



〈出典〉市町村財政の状況（市町村台帳編）、2020年は町資料

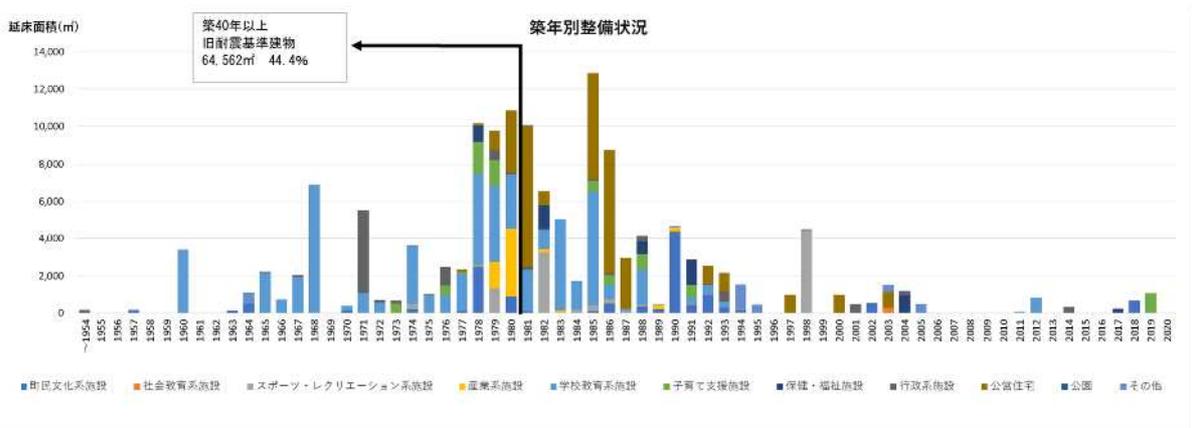
2.公共施設の現状

(1) 公共施設の保有量

① 公共施設の築年別整備状況

- 令和2年度（2020年度）末時点で、養老町が保有する公共施設の総延床面積は約14.5万㎡あります。
- 令和2年度（2020年度）時点において旧耐震基準で建設されている施設は約6.5万㎡で全体の44.4%を占めています。（耐震補強済み建物含む）
- 築年別に見ると、築30年以上経過した施設は、約12.2万㎡で全体の83.9%を占めており、そのうち築40年以上を経過した施設は約6.5万㎡で全体の44.4%を占めています。

図表：公共施設の築年別整備状況

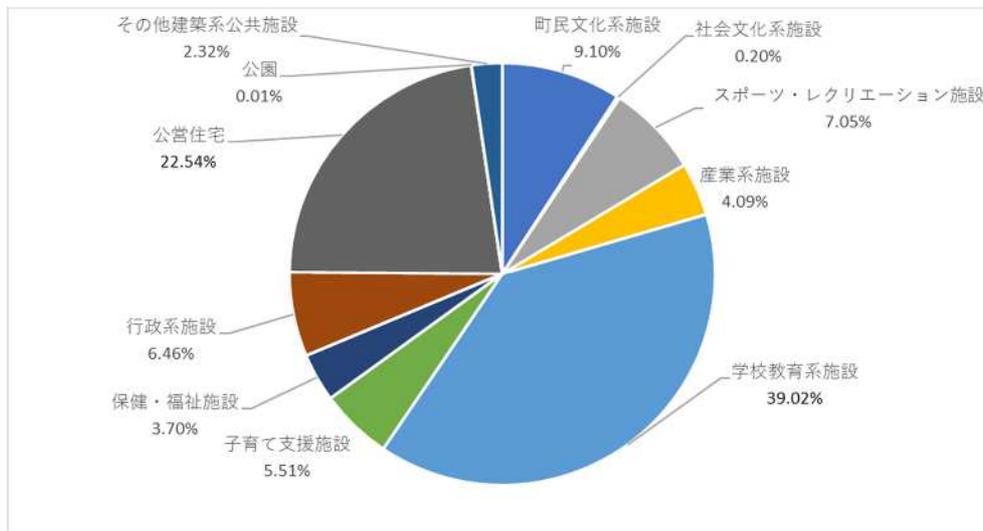


〈出典〉固定資産台帳

② 公共施設の類型別保有量

- 令和2年度（2020年度）末時点で、養老町が保有している類型別施設では、学校教育系施設が39.0%と最も多く、次いで公営住宅が22.5%、町民文化系施設の9.1%となっています。

図表：公共施設の類型別保有量



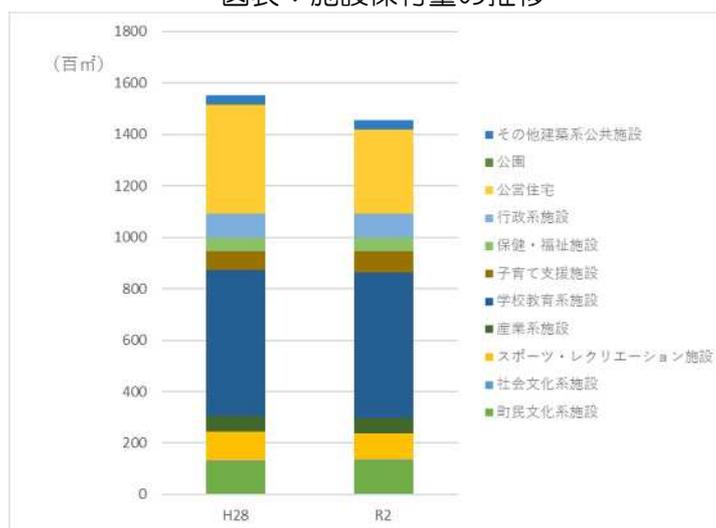
〈出典〉固定資産台帳

③公共施設の保有量の推移

本計画を立案後の公共施設の保有量の推移を下記のグラフに表しました。

- 平成28年度（2016年度）末時点では15.5万㎡であり、令和2年度（2020年度）末時点では14.5万㎡となっています。（機能廃止等を行っていたとしても、建物を解体していない施設（未利用施設）を含んでいます。）
- 施設保有量の推移は、5年前比93.8%となっており、施設削減が進んでいます。

図表：施設保有量の推移

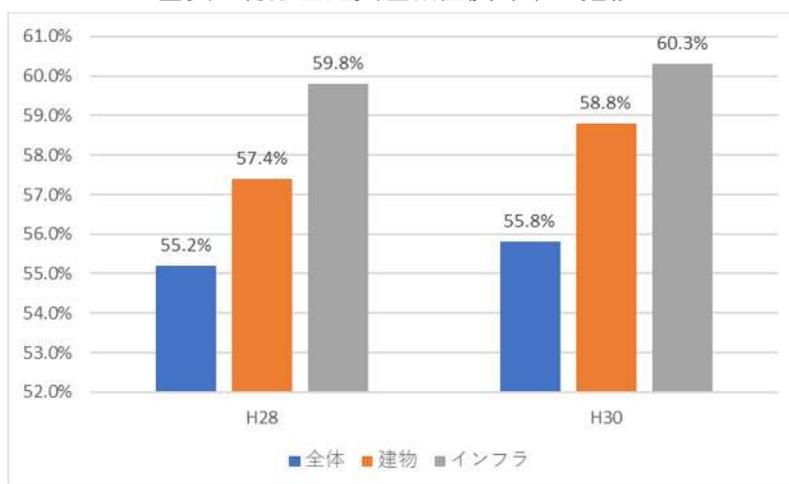


〈出典〉固定資産台帳

④有形固定資産減価償却率の推移

- 平成28年度（2016年度）末時点から平成30年度（2018年度）末時点での有形固定資産減価償却率の推移は下図のとおりとなります。
- 有形固定資産減価償却率が大きいほど、資産を購入してからの経過期間が長く、資産価値が減少していることを表しています。
- 建物、インフラともに減価償却率が大きくなっており、老朽化が進んでいる状況です。

図表：有形固定資産減価償却率の推移

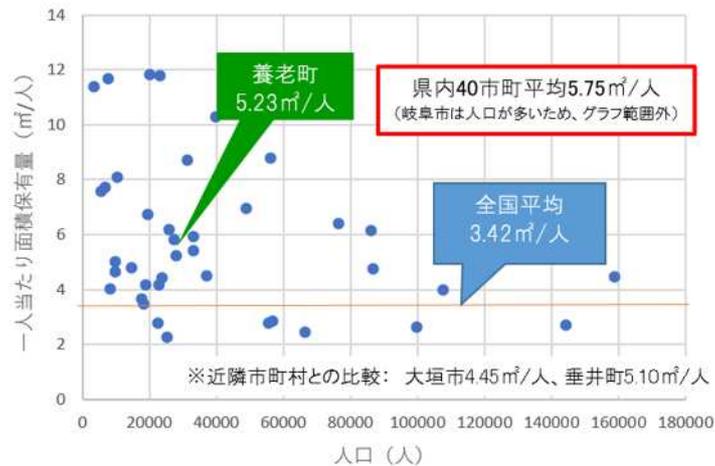


〈出典〉町資料（ストック情報）

⑤公共施設の1人当たりの保有量

- 養老町が保有する公共施設の総延床面積を人口で割ると、町民1人当たりの延床面積は5.23㎡/人となります。これは、全国平均3.42㎡/人と比較すると、約1.5倍であることが分かります。
- なお、近隣市町村では、大垣市4.45㎡/人、海津市5.91㎡/人、垂井町5.10㎡/人、関ヶ原町7.73㎡/人となっています。

図表：公共施設の町民1人当たりの延床面積



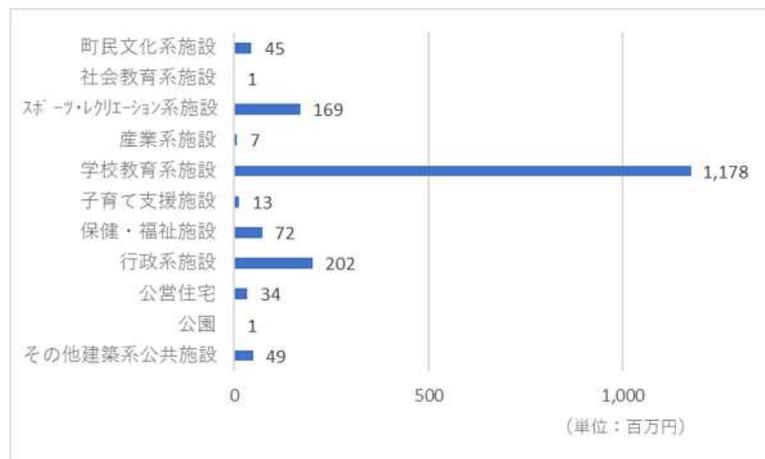
<出典>

- ・全国平均のデータは、東洋大学PPPセンター「全国自治体公共施設延床面積データ」を使用
- ・県内40市町平均のデータは、岐阜県「市町村経年比較表」における令和元年4月1日時点の公共施設延床面積(行政財産、普通財産)と、岐阜県の人口・世帯数(令和元年4月1日現在)人口動態調査結果における人口から算出
- ・養老町の施設保有量及び人口は、「市町村経年比較表」データではなく、2020年度末時点の数量として算出

⑥公共施設の維持管理費

- 養老町が保有する公共施設の施設維持運用費は令和2年度(2020年度)で年間約17.7億円となっています。(上下水道施設除く)
- 類型別保有量と比例して、学校教育系施設の維持運用費が最も掛けられています。一方、公営住宅は年間3,400万円程度となっています。

図表：施設維持運用費(令和2年度)



<出典> 町資料 (LCCにかかる費用)

(2) 公共施設の小学校区別状況

- 養老町における、小学校区別の公共施設の延床面積を比較すると、町の中心地区である養老小学校区に、ほとんどの施設が集約されていることが分かります。
- その他の小学校区には、小学校や集会所等の、各地区における教育や交流の場となる施設が主に配置されており、養老小学校区と比べると、延床面積は相当に低くなっています。笠郷小学校区は中学校が設置されている分、他の小学校区より延床面積が多くなっています。
- 養老小学校区には行政機関も集約されており、中心部に施設を集約して公共施設利用の利便性を高めるといふ、コンパクトシティ化の観点では良好な状況にあると言えます。しかし、今後の人口減少を考慮すると、公共施設が供給過多の状況になることが懸念されます。また、高齢者の増加に伴い、利用者の公共施設への移動手段の確保も課題となることから、町全体における公共施設利用の利便性を維持しつつ、各小学校区における施設の量や配置を検討していく必要があります。

図表：小学校区別の公共施設延床面積

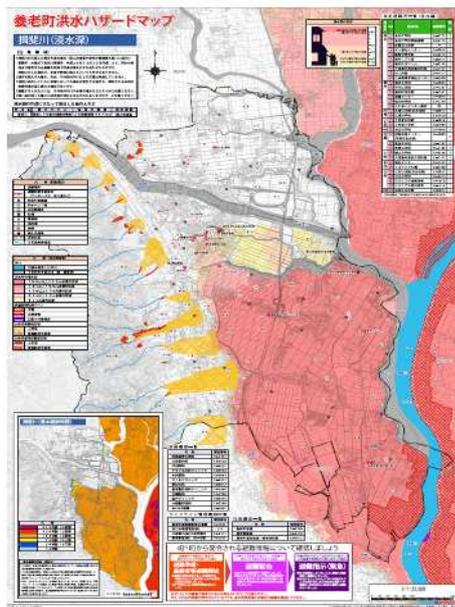


〈出典〉 町資料

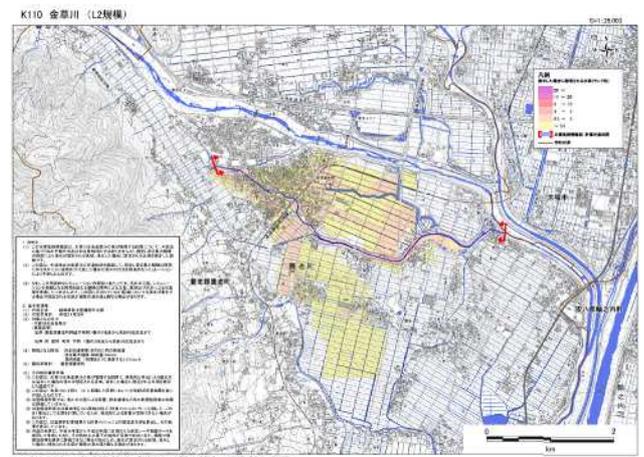
(3) 避難所指定状況

- 災害発生時に指定緊急避難場所や指定避難所を開設するため、一部の公共施設を避難施設（避難所）として指定しています。（次頁参照）
- 指定避難所等に指定されている公共施設の中にも、老朽化・劣化が進行した建物があり、これらの施設の日常的な点検や、早期の改修等の検討による安全性確保が今後の課題となっています。
- 公共施設の再配置を検討する際には、各施設の老朽化状況を踏まえ、避難所としての耐久性や、適切な配置を満たすよう計画する必要があります。

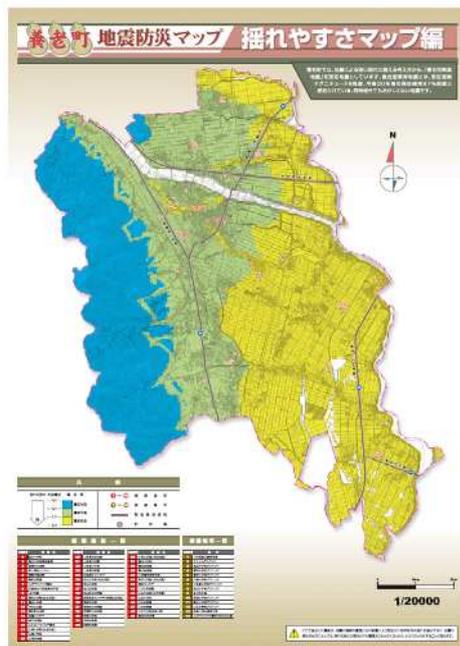
図表：養老町洪水ハザードマップ（一部抜粋）



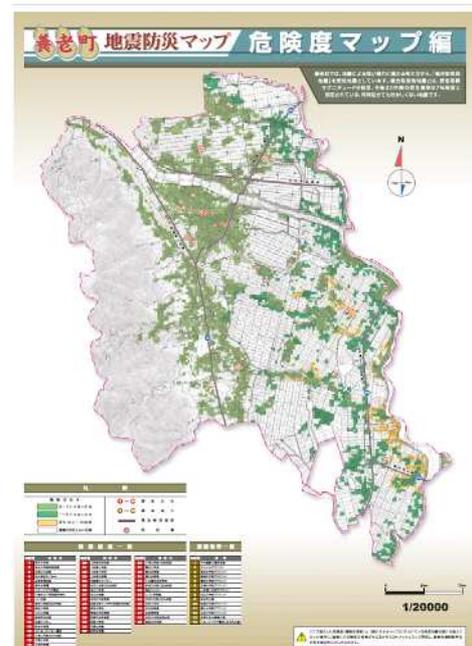
図表：洪水浸水想定区域図（一部抜粋）



図表：地震揺れやすさマップ（一部抜粋）



図表：地震危険度マップ（一部抜粋）



〈出典〉養老町役場ホームページ

図表：指定避難所・指定緊急避難場所一覧

1 指定避難所

地区名	番号	施設・場所名	住所	指定避難所 想定受 入人数	指定緊急避難場所					
					洪水 (内水氾濫)		土砂災害		地震 (大規模火災)	
					使用の 可否	想定受 入人数	使用の 可否	想定受 入人数	使用の 可否	想定受 入人数
高田	1	高田中学校	高田 3789-4	2,610	○	2,610	○	2,610	○	2,610
	2	高田中学校柔剣道場	高田 3879-4	400	○	400	○	400	○	400
	3	産業文化会館	高田 3879-3	400	○	400	○	400	○	400
	4	老人福祉センター	高田 79-2	310	△	(120)	○	310	○	310
	5	旧国際学習会館	高田 409-4	160	△	(80)	○	160	○	160
	6	養老こども園	高田 231-1	340	△	(160)	○	340	○	340
	7	旧町民プール	高田 2862	630	△	(270)	○	630	○	630
	8	大垣養老高校養老校舎	押越 17-6	500	○	500	○	500	○	500
	9	山口会館	高田 18-1	80	△	(40)	○	80	○	80
	10	心身障害者福祉センター	高田 789-2	260	○	260	○	260	○	260
養老	11	養老小学校	石畑 660	2,510	○	2,510	○	2,510	○	2,510
	12	中央公民館	石畑 491	780	○	780	○	780	○	780
	13	養老町民会館	石畑 483-2	1,150	○	1,150	○	1,150	○	1,150
	14	保健センター	石畑 523	200	○	200	○	200	○	200
	15	総合体育館	五日市 400	900	○	900	○	900	○	900
	16	ふれあいセンター養老	石畑 1560-5	50	○	50	○	50	○	50
	17	養老公園こどもの家	高林 1298-2	510	○	510	○	510	○	510
広幡	18	広幡公民館	口ヶ島 19-1	90	○	90	○	90	○	90
	19	広幡小学校	口ヶ島 196-2	810	△	(380)	○	810	○	810
	20	広幡こども園	口ヶ島 191-1	160	×	-	○	160	○	160
上多度	21	上多度プラザ	小倉 258-2	190	○	190	○	190	○	190
	22	上多度小学校	小倉 415	1,420	○	1,420	□	910	○	1,420
池辺	23	池辺公民館	大巻 1162-1	140	×	-	○	140	○	140
	24	池辺小学校	大巻 1140	1,700	▲	(100)	○	1,700	○	1,700
笠郷	25	就業改善センター	船附 1148	210	△	(70)	○	210	○	210
	26	東部中学校	下笠 2769	2,250	▲	(540)	○	2,250	○	2,250
	27	東部町民体育館	下笠 2751	390	×	-	○	390	○	390
	28	笠郷小学校	船附 1150	2,100	▲	(400)	○	2,100	○	2,100
	29	船附こども園	船附 1149-4	240	×	-	○	240	○	240
小畑	30	小畑公民館	飯田 366-1	140	×	-	○	140	○	140
	31	養北小学校	飯田 265	1,500	△	(690)	○	1,500	○	1,500
	32	養北こども園	飯田 219	320	×	-	○	320	○	320
	33	そよかぜ飯田教室	飯田 225-1	70	×	-	○	70	○	70
	34	大垣養老高校大垣校舎	祖父江 1418-4	1,170	△	(530)	○	1,170	○	1,170

多 芸	35	多芸公民館	直江 396	130	×	-	○	130	○	130
	36	福祉センター	三神町 345	290	△	(100)	○	290	○	290
	37	旧こばとこども園	滝見町 170-87	180	○	180	○	180	×	-
日 吉	38	日吉公民館	宇田 66-2	140	△	(60)	○	140	○	140
	39	日吉小学校	中 138	1,270	△	(550)	○	1,270	○	1,270
	40	日吉こども園南園舎	宇田 66	160	×	-	○	160	○	160
	41	旧日吉こども園北園舎	宇田 73	260	×	-	○	260	×	-
室 原	42	日吉公民館室原分館	室原 613-4	30	×	-	○	30	○	30
	43	室原自治会館	室原 614-4	50	△	(30)	○	50	×	-

2 指定緊急避難場所

地区名	番号	施設・場所名	住所	洪水 (内水氾濫)		土砂災害		地震 (大規模火災)	
				使用の可否	想定受入人数	使用の可否	想定受入人数	使用の可否	想定受入人数
高 田	44	高田中学校グラウンド	高田 3789-4	×	-	○	5,150	○	5,150
	45	旧町民プール	高田 2862	×	-	○	3,600	○	3,600
	46	金草川排水機場広場	鳥江 825	×	-	○	400	○	400
養 老	47	養老小学校グラウンド	石畑 660	○	4,050	○	4,050	○	4,050
	48	中央公園野球場	五日市 400	×	-	○	5,500	○	5,500
	49	スマイルグラウンド	五日市 300	×	-	○	5,350	○	5,350
	50	中央公園多目的広場	五日市 400	×	-	○	3,000	○	3,000
碓 氷	51	広幡小学校グラウンド	口ヶ島 196-2	×	-	○	2,350	○	2,350
上 野	52	上多度小学校グラウンド	小倉 415	×	-	×	-	○	2,600
池 田	53	池田小学校グラウンド	大巻 1140	×	-	○	3,850	○	3,850
笠 郷	54	東部中学校グラウンド	下笠 2769	×	-	○	6,050	○	6,050
	55	笠郷小学校グラウンド	船附 1150	×	-	○	4,700	○	4,700
碓 氷	56	養北小学校グラウンド	飯田 265	×	-	○	2,250	○	2,250
日 吉	57	日吉小学校グラウンド	中 138	×	-	○	2,250	○	2,250

※想定受入人数は1人あたり2㎡とする。

※「洪水」使用可否欄の△は2階以上への避難とし、()内の数字は浸水域内の想定受入人数

※「洪水」使用可否欄の▲は3階以上への避難とし、()内の数字は浸水域内の想定受入人数

※「洪水」想定受入人数欄の()内の数字は、浸水階以上での想定受入人数

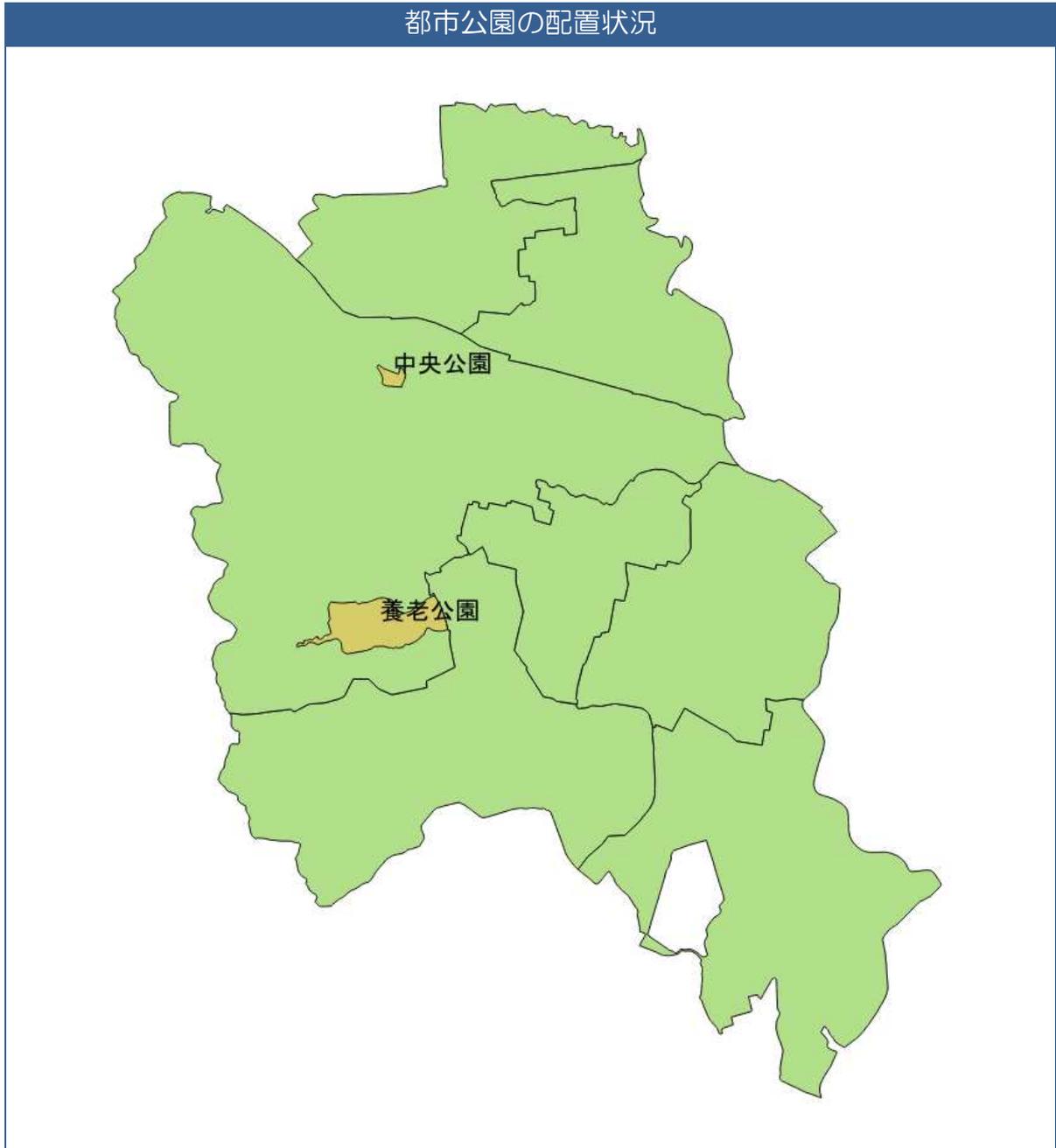
※土砂災害警戒区域にかかっているが、耐震基準を満たす非木造2階建以上の施設は、注意が必要な施設として「土砂災害」使用可否欄に□を表示。

〈出典〉養老町役場ホームページ

3.インフラ施設の現状

(1) 公園

- 県営の養老公園（78.5ha）があります。町有の都市公園としては、中央公園（6.2ha）があります。
- 養老公園を除いた、町民1人当たりの敷地面積は、標準10㎡以上に対し2.1㎡となっており、住民が身近に利用できる公園は不足している状況にあります。



〈出典〉都市計画基礎調査（2015年度）

(2) 道路及びトンネル

■養老町では、912.9kmの町道を管理しています。このうち、1・2級の幹線道路の延長は63.7kmです。

■保有面積は、約373haを管理しています。

図表：管理道路延長

区分	実延長 (km)	道路面積 (㎡)
町道全体	912.9	3,731,367.5
1・2級幹線	63.7	362,992.0
その他	849.2	3,368,375.5

〈出典〉町資料（ヒアリングシート）

■養老町で管理しているトンネルは、以下の通りです。

図表：トンネル管理状況

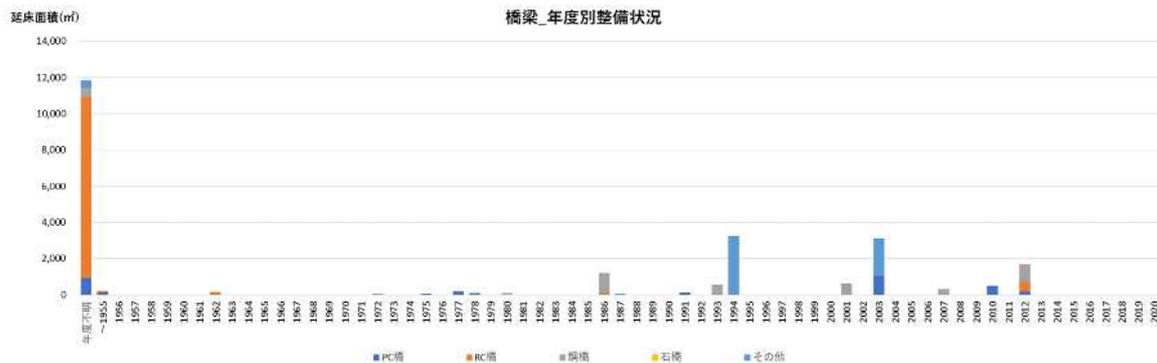
トンネル名称	小倉谷隧道（カマガミドリ）
路線名	町道柏尾新田南小倉線
延長 (m)	18.3
道路幅員 (m)	5.3
車道幅員 (m)	4.3
有効高 (m)	3.2
建設年次	1923年

〈出典〉(国交)道路施設現況調査

(3) 橋梁

- 養老町の橋梁は全部で574橋、うち15m以上のものが41橋あります。
- 大河川に架かる橋梁は少なく、中小規模の橋梁が多くを占めます。現在、50年以上経過したものは数橋ですが、今後、老朽化への対応が必要となっています。
- 架設年度不明な橋が517橋あります。

図表：橋梁の年度別整備面積



〈出典〉町資料（ヒアリングシート）

- 平成26年度（2014年度）より15m以上の橋梁に関し、個別施設計画を策定し、それに基づく修繕・点検を実施しています。

図表：橋梁長寿命化修繕計画における15m以上の橋梁（41橋）点検結果

区分	状態	内訳	
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	12 橋
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	28 橋
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	1 橋
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	0 橋

〈出典〉養老町橋梁長寿命化修繕計画

(4) 排水機場

■本町には、排水機場が16カ所あります。

■昭和50年代に多数の排水機場を整備しており、これらは建設から40年近く経過しています。機械をはじめとして施設全体の老朽化が進行し、これらの更新費用の確保が課題となっています。

図表：排水機場の概要

施設名	建設年度	事業名	管理主体名
高田・鳥江	S57	県営湛水防除事業	養老町高田土地改良区
高田	H8	県営湛水防除事業	養老町高田土地改良区
鳥江	S32	団体営かんがい排水事業	養老町高田土地改良区
旧六ヶ村	S36 S57	県営地盤変動対策事業 県営湛水防除事業	旧六ヶ村土地改良区
大巻	S36 S56	県営地盤変動対策事業 県営湛水防除事業	養老町大巻土地改良区
瑞穂	S54	県営湛水防除事業	瑞穂土地改良区
小坪	H13	県営湛水防除事業	養老町小坪土地改良区
釜駒	S33 S54	県営地盤変動対策事業 県営湛水防除事業	釜駒土地改良区
旧十三ヶ村	S29 S49	県営地盤変動対策事業 県営湛水防除事業	旧十三ヶ村土地改良区
五三（大野）	S44	県営湛水防除事業	五三土地改良区
五三（小坪）	H18	県営湛水防除事業	五三土地改良区
色目川	S54 H15	県営湛水防除事業	色目川沿岸土地改良区
祖父江	H24	県営湛水防除事業	養老町祖父江土地改良区
江月	S51	団体営かんがい排水事業	養老町江月土地改良区
大場新田	S41	団体営かんがい排水事業	五三土地改良区
多芸	H26	県営湛水防除事業	多芸東部土地改良区

〈出典〉町資料（産業観光課）

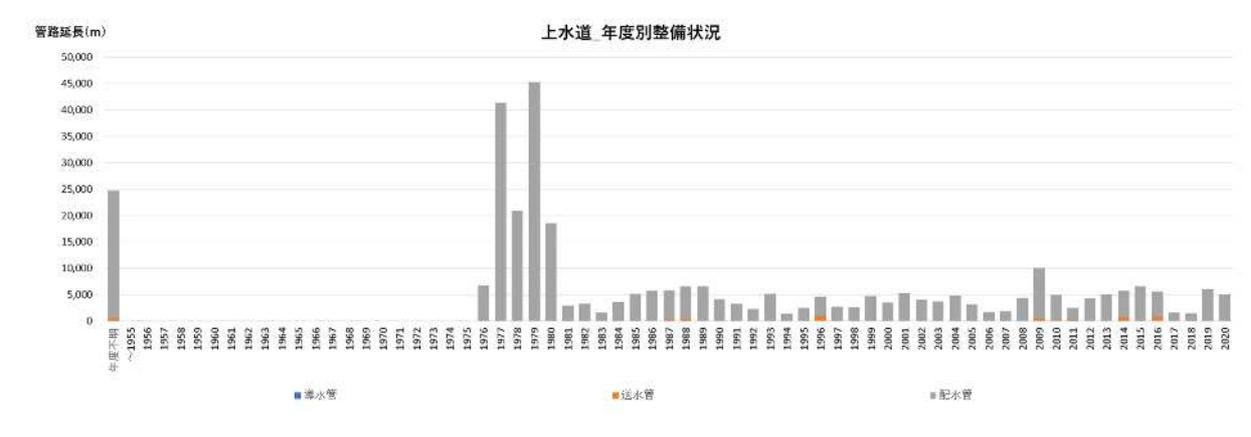
(5) 上水道

■養老町上水道事業は、昭和36年度（1961年度）に創設された養老北部簡易水道の事業が母体となり、昭和49年度（1974年度）に14簡易水道（公営11事業、組合3事業）が統合廃止して誕生しました。その後、平成16年度（2004年度）に第4水源拡張として上水道事業の変更が行われました。

■水道普及率を見ると、令和2年度（2020年度）実績で99.8%となっています。

■本町の令和2年度（2020年度）末における上水道の総延長は、約324kmあり、1970年代後半に最も多く整備されています。上水道関連施設は逐次更新を行っていますが、管路と管理施設建物の全体的な老朽化が進行しています。

図表：上水道の年度別整備延長

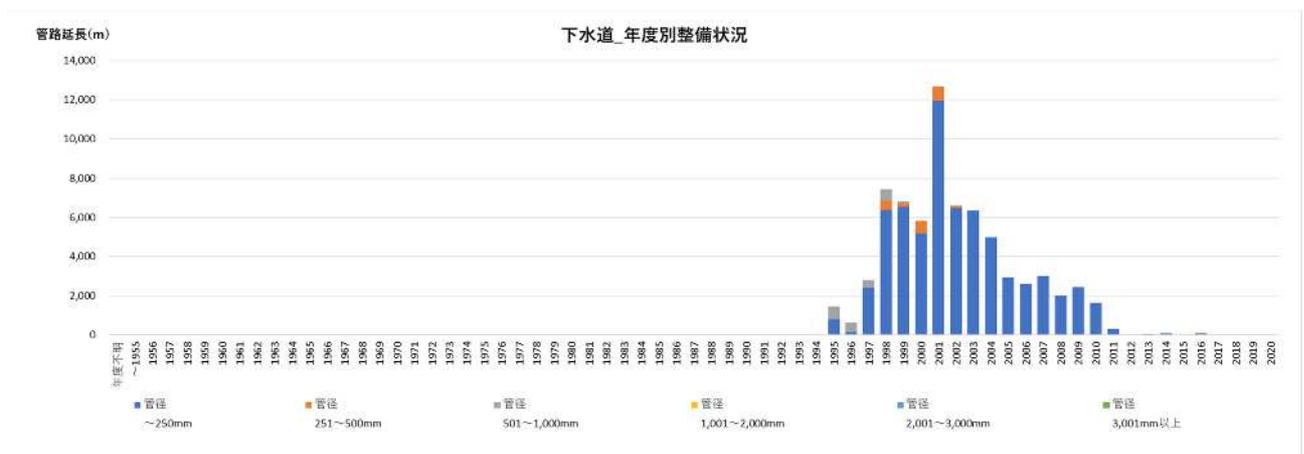


〈出典〉町資料（ヒアリングシート）

(6) 下水道

- 公共下水道の中部処理区は、平成 7 年度（1995 年度）に建設工事を開始し、平成 12 年度（2000 年度）に一部供用開始しました。中部浄化センターについては、電気・機械設備の老朽化対策のため「長寿命化計画（平成 27 年度）」を策定し、対策工事を実施しています。
- 農業集落排水の上多度処理区は、平成 11 年度（1999 年度）に建設工事を開始し、平成 14 年度（2002 年度）に供用開始しました。
- コミュニティ・プラントの大場平東地区は、平成 20 年度（2008 年度）に建設工事を実施し、平成 21 年度（2009 年度）に供用開始しました。

図表：下水道の年度別整備延長



〈出典〉：町資料（ヒアリングシート）

3. 中長期的な経費の見込み及び財源の見込み

3.1 公共施設の将来の更新投資額の見込み（従来型）

- 養老町が所有する対象公共施設を、総務省が示す方式で、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えた場合による更新投資額を試算しました。
- 試算を行うに当たっては、一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」の考え方を基本としました。

【公共施設の更新費用推計（従来型）の考え方】

- ・ 計算方法：延べ床面積×更新単価 ※図表 参照
- ・ 耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算。
- ・ 大規模改修単価：建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
- ・ 耐用年数：標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。
- ・ 大規模改修：建設後30年で行うものとする。
- ・ 経過年数が31年以上50年までのもの：今後10年間で大規模改修を行うものとして計算。
- ・ 経過年数が51年以上のもの：大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えとして計算。
- ・ 耐用年数が超過しているもの：今後10年間で均等に更新するものとして計算。
- ・ 建替え期間：設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、3年間として計算。
- ・ 修繕期間：設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、2年間として計算。

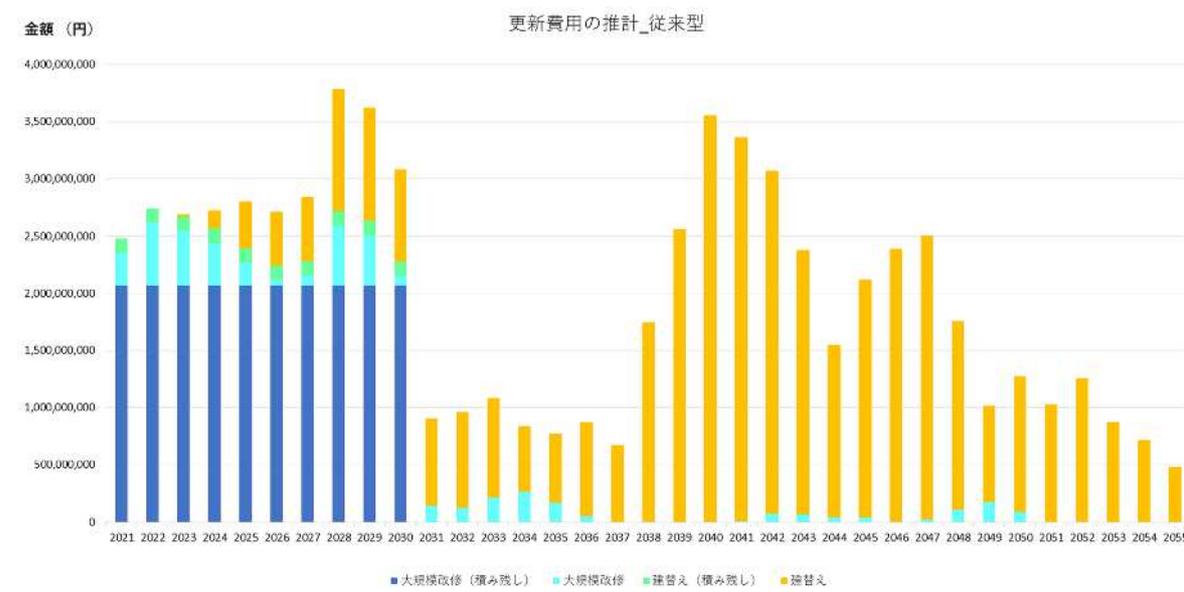
図表：更新費用推計に関する設定・更新単価

連番	施設用途分類	大規模改修	建替え
		単価(円/m ²)	単価(円/m ²)
1	町民文化系施設	250,000	400,000
2	社会教育系施設	250,000	400,000
3	スポーツ・レクリエーション系施設	200,000	360,000
4	産業系施設	250,000	400,000
5	学校教育系施設	170,000	330,000
6	子育て支援施設	170,000	330,000
7	保健・福祉施設	200,000	360,000
8	医療施設	250,000	400,000
9	行政系施設	250,000	400,000
10	公営住宅	170,000	280,000
11	公園	170,000	330,000
12	供給処理施設	200,000	360,000
13	その他	200,000	360,000

〈一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価参照〉

- 平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までに実施した公共施設に対する実績（大規模改修、新築、解体・廃止）を反映し、さらに平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）での積み残し試算分を反映した状況で前述の条件に基づき、今後の 35 年間の更新投資額を試算しました。
- その結果、現時点での将来の更新投資額の試算は、今後 35 年間で総額 691.9 億円、年平均 19.8 億円必要となる見込みです。

図表：将来更新費用推計（従来型）



〈出典〉 公共施設等更新費用試算ソフトの考え方に沿ったエクセル計算シート

◎今後 35 年間改修費用：253.4 億円 ◎今後 35 年間建替費用：438.5 億円
 ◎今後 35 年間更新投資額計：691.9 億円 ◎1 年あたり整備額：19.8 億円

3.2 公共施設の将来の更新投資額の見込み（長寿命化型）

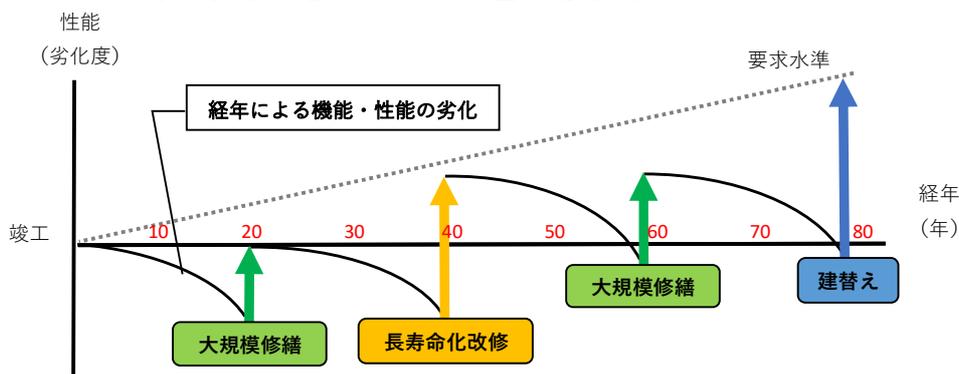
- 養老町が所有する対象公共施設を、予防保全型である長寿命化型の更新費用推計を試算しました。
- 長寿命化型の更新では、予防保全的に長寿命化対策を行うことで、建物を保全し、躯体の耐用年数まで使用することを目指します。
- 躯体の目標耐用年数の中間年で、新築時の整備水準を超える大規模改修を行い、さらに、部位の更新時期に合わせて 20 年周期で修繕を行うことで、建築物を使用している間、建築物に求められる性能が確保できる状態を維持できるとされています。従来型から長寿命化型に転換することで、目標耐用年数まで躯体を使用することができます。

【公共施設の更新費用推計（長寿命化型方式）の考え方】

- ・ 計算方法：延べ床面積×更新単価（単価は従来型と同様のものを資料）
- ・ 大規模改修単価：建替えの25%と想定し、この想定単価を設定する。
- ・ 耐用年数（建替え）：標準的な耐用年数とされる80年を採用することとする。
- ・ 大規模改修：建設後20年毎（20年・40年）で行うものとする。
- ・ 長寿命化改修（新耐震基準建物のみ）：建設後40年で長寿命化改修を行う。
- ・ 長寿命化改修単価：建替えの60%と想定し、この想定単価を設定する。
- ・ 耐用年数が超過しているもの：今後10年間で均等に更新するものとして計算。
- ・ 建替え期間：設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、3年間として計算。（用地買収期間は含まず）
- ・ 修繕期間：設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、2年間として計算。

※旧耐震施設については、躯体の健全性、安全性等の観点から長寿命化の更新を行わないとし、従来型である 30 年での大規模改修を行い、60 年で建て替えをする推計結果となっています。

図表：長寿命化のイメージ（目標耐用年数 80 年）



大規模修繕	長寿命化改修	
経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事	経年劣化による機能回復工事と、耐用性、快適性、省エネルギー性を確保するための機能向上工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上防水改修 ・ 外壁改修 ・ トイレ改修 ・ 内装改修 ・ 設備機器改修 ・ 劣化の著しい部位の修繕 ・ 故障、不具合修繕 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上防水改修 ・ 外壁改修 ・ トイレ改修 ・ 内装改修 ・ 設備機器改修 ・ 劣化の著しい部位の修繕 ・ 故障、不具合修繕 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート中性化対策 ・ 鉄筋の腐食対策 ・ バリアフリー改修 ・ 外壁、屋上の断熱化改修 ・ 省エネルギー機器への更新

■前記の条件での試算を行った結果、35年間の維持・更新コスト総額は、526.0億円という結果となり、従来型の場合より、約165.9億円コストが下回る結果となりました。

図表：将来更新費用推計（長寿命化型方式）



〈出典〉 公共施設等更新費用試算ソフトの考え方に沿ったエクセル計算シート

◎今後 35 年間改修費用：302.7 億円 ◎今後 35 年間建替費用：223.3 億円
 ◎今後 35 年間更新投資額計：526.0 億円 ◎1 年あたり整備額：15.0 億円

3.3 インフラ施設の将来の更新投資額

- インフラ施設の更新投資額については、統一的手法で長期的な試算を算定するため、町が保有するインフラ施設のうち、特に多額の更新投資額が想定されている道路・橋梁・上水道・下水道について、「公共施設等更新費用試算ソフト」の試算方法に基づき、今後35年にわたる更新投資額を算出しました。

【主要なインフラの更新費用推計の考え方】

1 道路

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定（耐用年数 15 年）。

種別	更新単価（円/㎡）
一般道路	4,700
自転車歩行者道	2,700

2 橋梁

橋梁については、道路橋年報（平成 19 年度版）に示された道路橋の工事実績を基に更新単価を設定（耐用年数 60 年）し 2020（令和 2）年度時点で耐用年数 60 年を超過している橋梁は、2020（令和 2）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間で毎年均等に実施。

種別	更新単価（千円/㎡）
RC 橋、PC 橋	413
鋼橋	500
石橋、その他	448

3 上水道施設

布設替えの 1m 当たり単価は、下水道と同様に、流域別下水道整備総合計画調査指針及び同解説（平成 20 年 9 月）を参考に設定（耐用年数 40 年）。

導水管/送水管		配水管			
管径	更新単価 (千円/m)	管径	更新単価 (千円/m)	管径	更新単価 (千円/m)
300 mm 未満	100	150 mm 以下	97	800 mm 以下	178
300~500 mm 未満	114	200 mm 以下	100	900 mm 以下	199
500~1000 mm 未満	161	250 mm 以下	103	1000 mm 以下	224
1000~1500 mm 未満	345	300 mm 以下	106	1100 mm 以下	250
1500~2000 mm 未満	742	350 mm 以下	111	1200 mm 以下	279
2000 mm 以上	923	400 mm 以下	116	1350 mm 以下	628
		450 mm 以下	121	1500 mm 以下	678
		550 mm 以下	128	1650 mm 以下	738
		650 mm 以下	142	1800 mm 以下	810
		700 mm 以下	158	2000 mm 以下	923

4 下水道（公共下水道、農業集落排水）

単価は、更生工法を前提とし、流域別下水道整備総合計画調査指針及び同解説（平成 20 年 9 月）を参考に設定（耐用年数 50 年）。

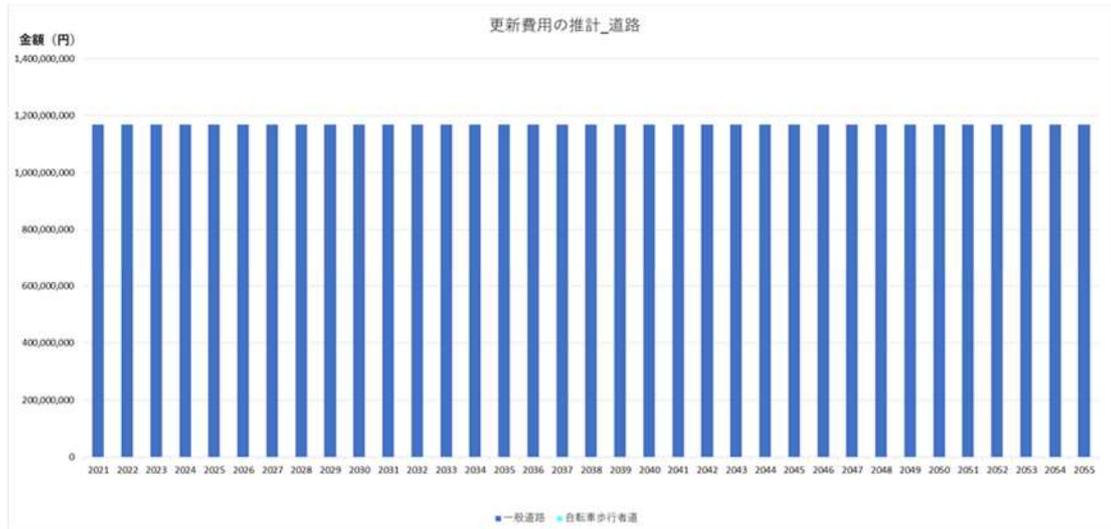
管径	更新単価 (千円/m)	管径	更新単価 (千円/m)	備考
250 mm 以下	61	1001~2000 mm	749	更生工法を 前提
251~500 mm	116	2001~3000 mm	1,690	
501~1000 mm	295	3001 mm 以上	2,347	

〈出典〉「公共施設等更新費用試算ソフト」試算方法

(1) 道路 更新費用推計結果

■ 今後35年間更新費用は409.2億円、1年あたりの整備額は11.7億円という結果となりました。

図表：道路更新費用の推計



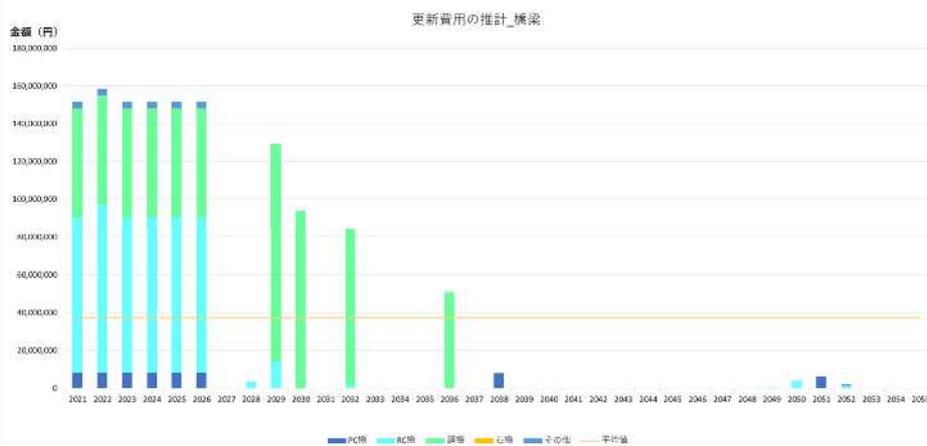
〈出典〉 公共施設等更新費用試算ソフト

(2) 橋梁 更新費用推計結果

■ 今後35年間更新費用は13.0億円、1年あたりの整備額は3,700万円という結果となりました。

■ 設置年度不明な橋梁が多く、積み残し分として令和3年（2021年）から令和8年（2026年）にかけて財政負担の山となっています。

図表：橋梁更新費用の推計

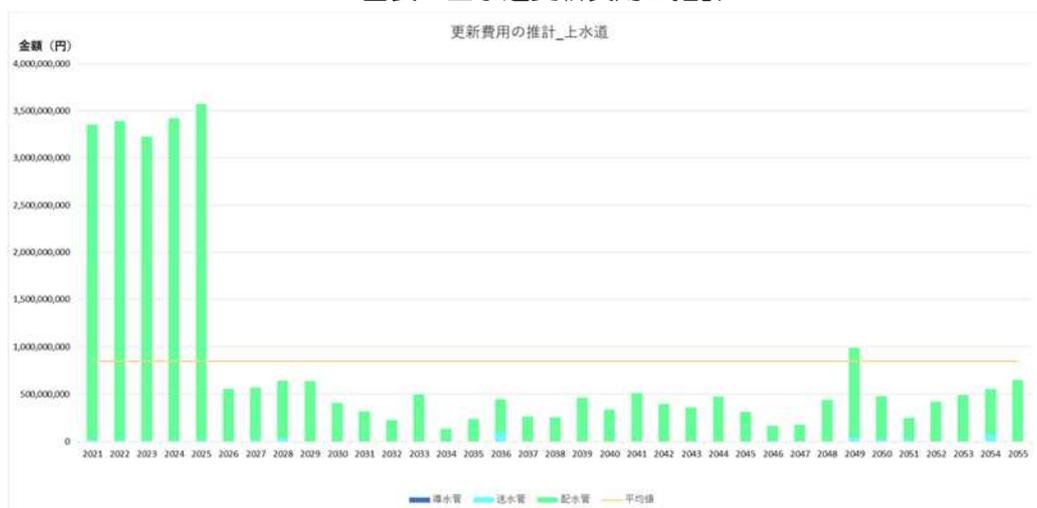


〈出典〉 公共施設等更新費用試算ソフト

(3) 上水道 更新費用推計結果

- 今後35年間更新費用は297億円、1年あたりの整備額は8.5億円という結果となりました。
- 1970年代以前の設置年度不明の管路が積み残し分として令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて財政負担の山となっています。

図表：上水道更新費用の推計

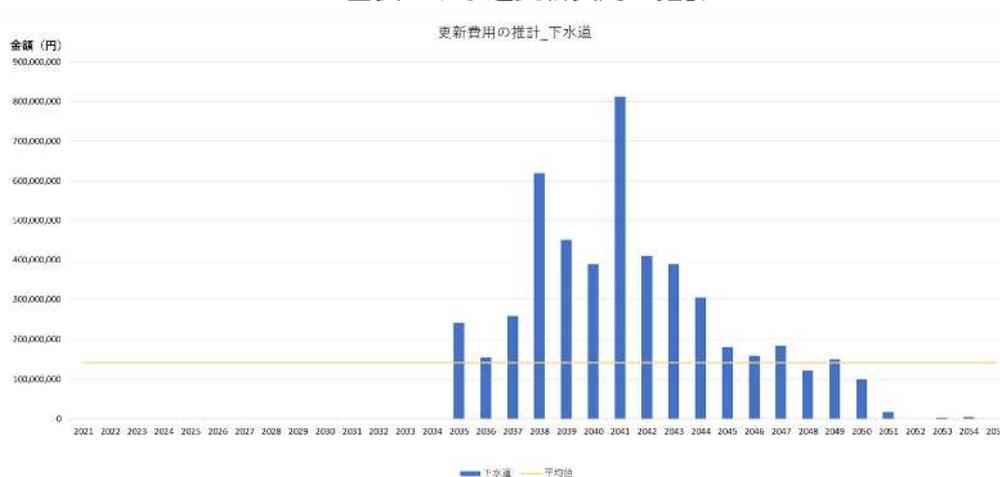


〈出典〉 公共施設等更新費用試算ソフト

(4) 下水道 更新費用推計結果

- 今後35年間更新費用は49.5億円、1年あたりの整備額は1.4億円という結果となりました。
- 設置年度が比較的新しいため、令和17年（2035年）から更新工事が開始される推計結果となっています。

図表：下水道更新費用の推計

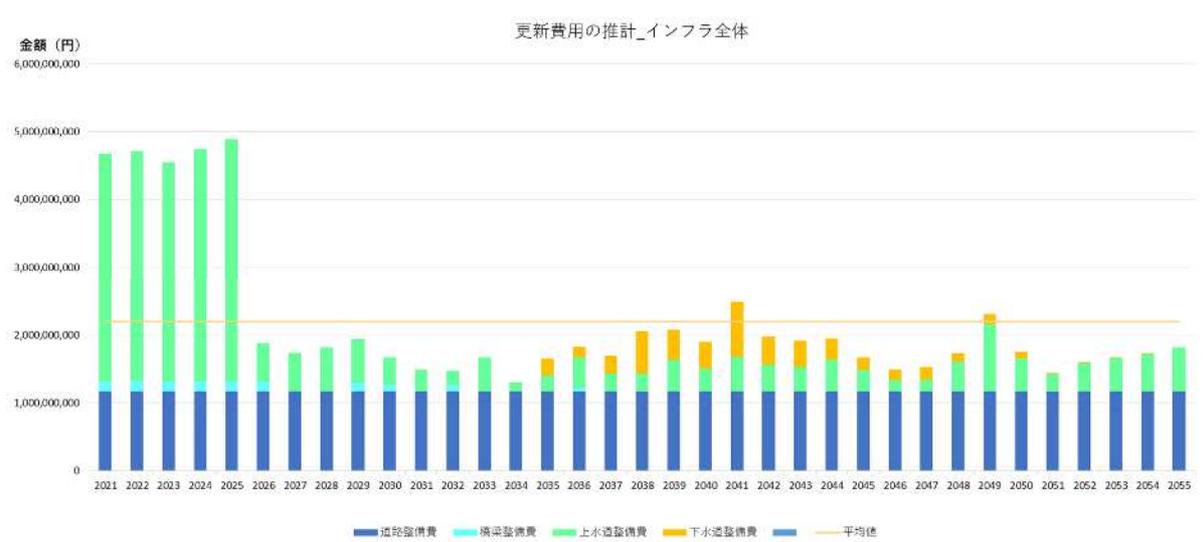


〈出典〉 公共施設等更新費用試算ソフト

(5) インフラ資産の更新投資額の見込み

- 保有するインフラに係る更新投資額は今後 35 年間更新費用で 768.2 億円、年平均 21.9 億円必要となる見込みです。
- すべてのインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。
- 令和 3 年（2021 年）から令和 7 年（2025 年）に、昭和 50 年代に整備された上水道管路の更新費用が集中しています。

図表：インフラ資産全体の推計



〈出典〉 公共施設等更新費用試算ソフト

- 更新費用試算の結果、金額としてはインフラ施設に係る割合が大きくなっています。そのため、インフラ施設については、既に策定済み、または策定予定の個別施設計画（長寿命化計画）において、財政負担への影響も考慮しつつ対策を検討していく予定です。
- 一方で、公共施設については、現状に対する老朽化度や利用状況等に対する評価が、類型によって同一ではなく、更新費用縮減のための方策も様々です。また、施設によって管理者（部署）が異なることから、統廃合や複合化等による公共施設全体としてのライフサイクルコスト縮減を検討していくに当たっても、インフラ施設に比べて検討課題が多い状況にあります。このため、公共施設に対する維持管理方針の策定が重要課題となります。

3.4 財源の見込み

1. 投資的経費の推移

- 過去5年間の普通会計における投資的経費は以下のとおりです。
- 令和2年度（2020年度）のその他経費が他と比べ大きい理由は、産地パワーアップ事業に伴う民間の工場建設のためです。
- 各費目の過去5か年における投資的経費の平均値は、公共施設 5.6 億円、インフラ関係 3.5 億円、その他 39 億円となっています。

図表：普通会計における投資的経費の推移



〈出典〉 町財政資料

2. 投資余力について

- 中長期財政計画により投資余力の推移は以下のとおりです。
- 普通会計の見込み推計の歳入から歳出を差し引いた額を投資余力として算出。その結果、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの平均値は、4.4 億円という結果になっています。

図表：インフラ資産全体の推計



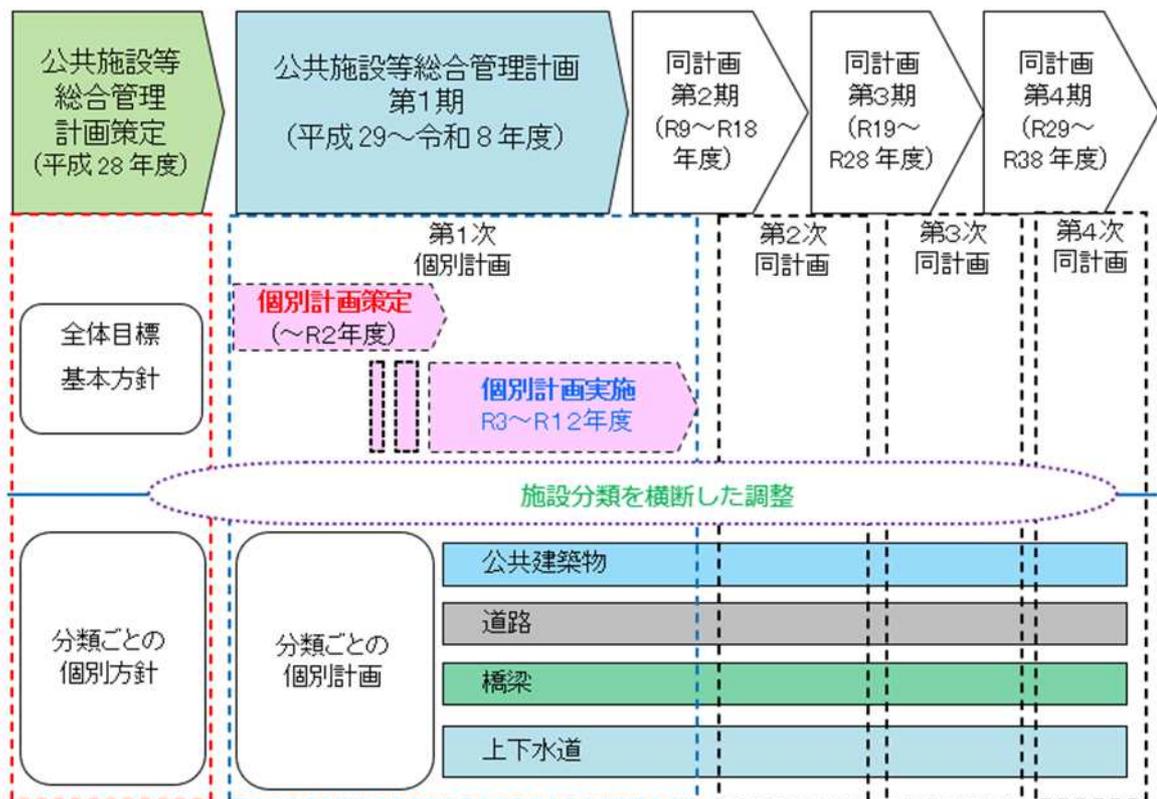
〈出典〉 養老町中長期財政計画

4. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

4.1 計画期間

- 公共施設等総合管理計画の計画期間を、平成29年（2017年）から令和8年（2026年）の「10年間」とします。
- 養老町まちづくりビジョンや養老町人口ビジョン（改訂版）、第2期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略、養老町国土強靱化地域計画、養老町中長期財政計画、養老町公共施設個別施設計画や各種インフラ長寿命化関連計画等、今後の公共施設の維持・管理・運営等に係る主要な諸計画等との整合を取りつつ、公共施設等の状況や財政状況、人口の増減等の社会情勢に対応しながら、PDCAサイクルを活用して適宜見直しを行います。
- 本計画は、10年間の計画期間の中間見直しを実施したものです。今後の令和8年（2026年）までの5年間の重点期間として計画をします。

図表：計画期間



- ◆5年間で1クールとして、PDCAを実施しながら全体計画⇄個別施設計画を改良
- ◆公共施設等の状況や財政・人口の状況によって適宜見直しをはかる

4.2 現状や課題に関する基本認識

- 町の地域性・人口推移・財政状況及び公共施設の老朽化状況により、それぞれ課題が抽出されており、これらは今後、さらに複雑に絡み合い、深刻化していくことが予想されます。
- 本計画において、これらの課題に対処していくための適切な公共施設等マネジメントの方針を策定するに当たり、現状と課題に対する基本認識を下記のように整理しました。

課題1 少子高齢化の進行と将来的な人口減少

- ◆少子高齢化の進展により、人口減少・高齢化社会に転じている一方で、これまでは町民ニーズや社会情勢の変化に対応して、公共施設等の数量は右肩上がり増加してきました。
- ◆今後の人口減少に伴い、公共施設等の保有量は、これまでと比較すると過剰供給の状況になると予想されます。
- ◆現在、町が保有する公共施設の人口1人当たりの延床面積（5.23㎡/人）が、全国平均（3.42㎡/人）と比較して相当に多い（約1.5倍）ことから、現状の公共施設の量や公共サービスの質の妥当性を検討し、公共施設の総量縮減に向けた施策も必要となります。

課題2 厳しい財政状況

- ◆少子化に伴う生産年齢人口の減少により、町税収入は将来的にはさらに減少すると見込まれますが、高齢化に伴う社会保障費は増加することが予想され、歳入減、歳出増の傾向は深刻化していくことが予想されます。
- ◆また、下記に示す公共施設等の老朽化に対応するための維持管理及び更新等に要する財源（投資的経費）がますます不足することも予想されます。
- ◆公共施設利用時の安全性を確保し、更なる利活用を図っていくためには、厳しい財政状況を踏まえつつ、公共施設等の更新等に係る費用を確保していくことが極めて重要であり、新たな財源の確保やコスト縮減に向けた施策の策定が必要となります。

課題3 公共施設の老朽化

- ◆本町の公共施設等の多くが高度経済成長期に建設されており、すでに建設から30年以上経過している施設も多い状況です。老朽化や機能の陳腐化が進行し、現状の施設では今後の利活用を図るのが困難な状況であっても、財政上の理由から大規模改修を先送りしている施設もあります。
- ◆それらの施設を含めて、2030年代には施設の更新が集中することになります。建物の性能を適正に保ち、長期的に健全な状態を維持するためには、大規模な改修や更新が必要であり、その時期が集中することを回避する必要があります。
- ◆予防保全的な維持管理の推進により、ライフサイクルコストの縮減を図り、既存の公共施設の長寿命化計画を策定すると共に、各施設の今後の必要性についても検討を進めていく必要があります。

4.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 公共施設等維持管理の全体方針

■公共施設等の基本方針を、公共施設とインフラ施設それぞれに分けて決めました。

(1) 公共施設基本方針

1) 公共施設運営コストの適正化（質の向上）

施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の除却や新しい施設の複合化・多機能化を推進すると共に、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。

- ・施設の管理運営については、サービスを提供することによって生み出されるアウトプット（利用者数や稼働率等の業績）と減価償却費を含めた施設にかかるフルコストを把握します。
- ・コストの削減を通じて、アウトプットを維持・向上させることにより、施設サービスの質を確保していきます。
- ・施設サービスの質の確保を図るため、直営施設・指定管理者制度導入施設に関わらず、アウトプットとフルコストの評価を行います。
- ・より質の高いサービスを提供するため、PFI や指定管理者制度等の PPP の手法を用い、民間活力を施設の整備や管理運営に積極的に導入します。
- ・指定管理者制度については、住民サービスの向上と経費の節減が図れると認められる場合は、当制度を導入していきます。
- ・施設の用途や目的に応じ、地域で管理経営を行うことで、より活性化が図られる施設については、地域への移譲や共同利用施設サポーター制度等、町民や地域団体が施設の管理経営に参画する方法について検討します。

2) 中長期的視点でのトータルコスト削減（更新費用・管理運営費の財源確保）

除却した施設の土地については、売却や貸付等により、更新費用や管理運営費の財源確保に努めます。

- ・将来的な利用が見込めず、売却等が可能と判断される財産が生じた場合には、適切に売却処分や借地との交換を進めます。
- ・土地の形状や法規制等の理由により早期の売却が困難な財産については、民間等への積極的な貸付による財産の有効活用を図ります。
- ・公共施設等の余裕空間については、施設の建物性能や利用状況を把握した上で、周辺施設の機能集約や公共団体・公共的団体、民間等への貸付による有効活用を図ります。
- ・庁舎や学校施設等の屋根・屋上スペースに太陽光発電設備を設置し、光熱費の削減や収入確保を図ると共に、災害時等には非常用電源として活用します。
- ・公平性の観点から、減価償却費も含めたフルコストを計算した上で、特定サービスに対する対価や所得に応じた負担等、受益者の適正な負担について検討します。

3) 公共施設の総量の検討（適正配置）

施設の適正配置の観点から、施設の更新（建替え）又は大規模改修（長寿命化）を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設します。

ア. 施設の新設の場合

- ・他の施設の統合（複合化・集約化）を前提として建設します。
- ・必要性や優先順位、公費負担額の算定（整備水準、利用予想、機会費用を含めたライフサイクルコストによる将来の財政負担等）、施設サービスのソフト化（民間施設の借り上げや交

通手段の確保等)、既存施設の活用等を十分検討します。

- 事業手法については、PFI等の民間活力の導入を含めて、幅広く検討します。

イ. 施設の更新（建替え）又は大規模改修（長寿命化）の場合

- 施設の適正配置の観点から、町として当該施設が本当に必要かどうか将来のまちづくりを見据えた上で、施設の新設の場合と同様にゼロベースで検討します。
- 一定の規模があり、建物性能が高い施設については、本来業務に支障のない範囲で施設の複合化・多機能化を進めます。複合化・多機能化を進める施設については、利用者の安全確保や災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、必要に応じて、適宜耐震化を進めることとします。
- 施設の規模や機能、施設間の距離、交通利便性、地形的条件等を総合的に検討し、地域にとられない施設の配置を進めることとします。
- 隣接する自治体との相互利用の連携等、行政区域を超えた広域的な利用も視野に入れた柔軟な配置を検討します。
- 国と地方公共団体が連携した国公有財産の最適利用についても、情報共有を図り、公共施設等の有効活用に向けた取り組みを検討します。
- 借地に設置している施設については、借地の解消に向けた取り組みを進めます。
- 施設の新築や増改築を行う場合は、環境に配慮した施設となるよう、再生可能エネルギーの導入等について検討することとします。

ウ. 施設の廃止の場合

- 老朽化等により用途廃止した施設については、利用者の安全確保の観点から、原則として除却（解体）します。
- 建物が比較的新しい施設の用途を廃止した場合には、他への用途変更や地元・民間への譲渡・貸付等について検討することとします。譲渡・貸付等にいたる条件が整わない場合や有効活用までに時間がかかる場合等については、資産の適切な保全に努めます。
- 施設の用途廃止後における建物については、公有財産の利活用に関する基本方針に基づき、有効活用を進めます。

(2) インフラ施設基本方針

1) 更新費用の縮減と平準化

インフラ施設の更新は、重要度と緊急度により優先順位を決めた上で計画的に実施することで、更新費用の縮減と平準化を図ります。

- 当該施設が果たしている役割、機能、重要度（利用状況等）、緊急度等により、優先順位付けに向けた評価を実施し、維持管理的な事業については、一定の投資額で継続的な取り組みを行います。
- 個別施設計画やマニュアル等に基づきインフラ施設の点検・診断等を定期的の実施し、施設の重要度や緊急度に応じた対策を実施します。さらに、各インフラ施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断等に活用する仕組みを構築します。
- 公営企業にあっては、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

2) 長寿命化

予防保全型の維持補修を進め、インフラ施設の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。

- 従来の老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う「事後保全」から、定期的な点検や調査等に基づいて計画的に改修を行う「予防保全」に考えを転換し、長寿命化の取り組みを推進します。
- 長寿命化の取り組みに当たっては、取り組みの重点化を図るため、上記の優先順位付けにおいて評価が高い施設から実施します。
- 国や県等が実施する資格・研修制度や講習会等を積極的に活用し、本町職員の維持保全に係る技術力向上を図ります。
- 最新技術の開発状況や他市町村の取り組み事例等を収集し、優れた技術については積極的に活用することとします。

3) 投資額の確保

インフラ施設に係る投資額は、毎年度、安定的に確保します。

- 個別施設計画に基づく費用については、毎年度、安定的に予算を確保し、予防保全型の管理を計画的かつ着実に実施することとします。
- 経営戦略に基づく公営企業への繰出金については、持続的に経営可能となるよう、毎年度の所要額を確保することとします。

2.公共施設等維持管理の個別方針

- 基本的な方針・方策を基に、施設の維持管理の現場等における様々な問題意識を踏まえつつ、従来実施してきた取り組みに加えて、1)～8)の各項目について、以下の取り組み方針により対応していきます。

1) 点検・診断等の実施方針
(1) 施設管理者の知識・技術の向上
■施設管理者向けの技術研修を実施すると共に、技術的アドバイスを実施する体制を整備します。 ■また、これらの対応状況等を整理して全庁的に情報共有することにより、施設管理者の知識・技術の向上を図ります。
(2) 基準類の整備
■整備済みの基準類の見直しも含め、施設の特性を踏まえた点検・診断の基準を整備し、施設の健全性を適切に把握する仕組みを構築します。 ■特に、点検が困難な箇所については状態監視の方法を検討し、健全性の把握に努めます。
(3) 定期点検の実施
■点検基準に従い、施設管理者（必要に応じて技術部門）による定期的な点検をこれまでどおり確実に実施していきます。
(4) 点検結果の収集・蓄積・活用
■点検結果や対策履歴等を次の点検や修繕に十分活用できていないため、点検・診断の結果等の情報を適切に管理する仕組みや、必要に応じて集約・分析・活用できる仕組みを構築し、より効果的・効率的な維持管理につなげます。
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針
(1) 予防保全の実施
■これまでは事後保全を基本としてきましたが、事後保全は、施設運営に支障が生じ行政サービスの低下につながる可能性があり、結果的に修繕経費の無駄が生じることもあるとされます。 ■そこで、日常の維持管理に当たっては、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測して予防的補修を実施するなど、予防保全の実施により性能・機能の保持・回復を図ります。
(2) 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定
■場当たりの補修を重ねると結果的に非効率・不経済になってしまうため、施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的な維持保全を推進します。計画の策定及び実施に当たっては、施設特性を考慮の上、重要性・緊急性等を判断して対策の優先度や実施時期を決めると共に、施設のライフサイクルコストが最小となるよう様々な材料・工法等を比較して最適な方法を選択した上で、修繕等による効果を検証し、継続的に計画を見直していきます。
(3) ニーズ変化への対応
■施設の更新等の機会には、施設に対するニーズ変化を踏まえ、質的向上・機能転換・用途変更・複合化・集約化・廃止を検討します。

<p>■防災機能強化やユニバーサルデザインの考え方の導入、バリアフリー化の推進、環境に配慮した取り組み等、時代の要請に対応し、市民の利便性や都市活力の向上を考慮した施設機能を目指します。</p>
<p>(4) 多様な主体との連携</p>
<p>■町単独の事業の効率化を実施しつつ積極的に民間資金等の活用（PFI）を検討し、できる限り財政負担を軽減します。また、同種の市町村事業との一括発注による効率化の検討や、施設特性に応じて維持管理への住民参加の検討等、多様な主体との協働の推進及び財政負担の軽減を目指します。加えて、大学の研究室や地域の建設業者等との共同研修を行う等、地域全体での技術力の確保・向上に努めます。</p>
<p>3) 安全確保の実施方針</p>
<p>(1) 同種・類似リスクへの対応</p>
<p>■点検等により施設の危険箇所が発見された場合は、同種の施設についても早急に点検を実施し、事故の未然防止に努めます。</p>
<p>(2) 建物の非構造部材の安全対策</p>
<p>■建物の非構造部材（外壁、ガラス、吊り天井等）の安全対策については、一部の大規模施設は実施済みですが、施設全体を対象とした計画的な対策は未実施となっています。</p> <p>■これまでは、構造体の耐震改修を優先的に実施してきましたが、今後は、非構造部材の安全対策についても進めていきます。実施する際は、大規模改修に併せて行うなど効率的に行います。</p>
<p>(3) 利用見込みのない施設の除却</p>
<p>■防犯・防災・事故防止等の観点から、利用見込みのない（必要性が認められない）施設の除却をできる限り推進していきます。</p>
<p>4) 耐震化の実施方針</p>
<p>(1) BCP（業務継続計画）対策の強化</p>
<p>■町内の主要施設の耐震化は完了しており、今後新設する重要な施設は、災害発生時の防災拠点施設等の機能維持に対応した設計とします。</p>
<p>5) 長寿命化の実施方針</p>
<p>(1) 予防保全の実施</p>
<p>■施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測して予防的補修を実施するなど、予防保全の実施により性能・機能の保持・回復を図ります。</p>
<p>(2) 建物の大規模改修の実施</p>
<p>■全庁的な観点から長寿命化する施設を絞り込み、施設の特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、適切な時期に大規模改修を実施します。</p> <p>■大規模改修の実施に当たっては、改修後の使用予定期間等を考慮してライフサイクルコストが最小となるよう、様々な改修内容・工法等を比較し最適な方法で実施します。なお、大規模改修が技術的に困難な場合や経済合理性が低いと判断される場合は、更新も検討します。</p>
<p>6) 施設総量の適正化の推進方針</p>
<p>(1) 余剰施設の集約の推進</p>
<p>■施設の利活用状況に応じて、施設の集約を確実に実施し、施設総量の適正化を図ります。</p>

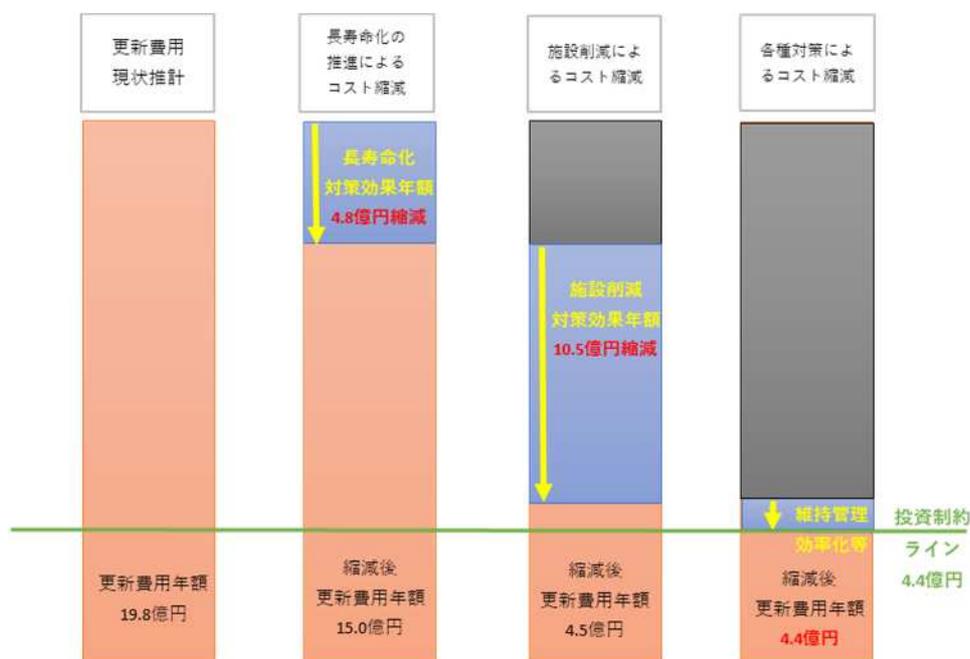
(2) 将来的な施設の必要性・集約化の検討
<p>■必要な施設は適切に維持管理すると共に、将来的な社会構造の変化やそれに伴う行政ニーズの変化を踏まえて、施設規模の見直し（総延床面積の適正化等）や機能の統合化・集約化・廃止を検討します。その際には、民間資金等の活用（PFI）等、多様な主体との連携も視野に入れた検討を行います。</p>
(3) 広域的な視野での検討
<p>■国・県・周辺市町との連携も含め、広域的な視野で、地域の国公有財産の最適利用に向けた検討を行います。</p>
(4) 国公有財産の最適利用
<p>■地域の国公有財産の最適利用については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る」と明記されました。</p> <p>■また、地方公共団体は公共施設等総合管理計画の策定に当たって、この閣議決定等を踏まえ国と連携した国公有財産の最適利用についても検討するよう、総務省から平成 26 年 8 月に通知（技術的な助言）がなされています。</p>
7) ユニバーサルデザイン化の推進方針
<p>■「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の考え方を踏まえ、公共施設等の新築時や改修時などで、必要に応じてユニバーサルデザインの採用を検討します。</p> <p>■避難所指定されている施設（施設庁舎、学校施設等）については、利用状況・利用環境を総合的に判断し、新築時及び改修時にユニバーサルデザインの採用を検討します。</p>
8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
(1) 部局横断的組織の構築
<p>■施設に関する情報を共有し、全庁的な観点から施設の利活用を総合調整するため、部局横断的推進体制を整備します。</p>
(2) 管財部門と技術部門との協力体制強化
<p>■管財部門と技術（建築）部門との協力体制を強化し、施設管理者への支援を充実します。</p>
(3) 管財部門と財政部門との連携強化
<p>■管財部門と財政部門との情報交換を密にして連携を強化し、財政負担の軽減・平準化を図り必要な予算確保に努めます。</p>
(4) 施設管理者の知識・技術の向上
<p>■施設管理者向けの技術研修を実施すると共に、技術的アドバイスが実施できる体制を整備します。また、これらの対応状況等を整理して全庁的に情報共有することにより、施設管理者の知識・技術の向上を図ります。</p>

5. 目標の設定及び重要方針（優先度判定）

5.1 目標設定の基本的な考え

- 養老町の公共施設は、学校教育系施設、公営住宅、町民文化系施設が約7割を占めており、これらの施設を中心に公共施設の削減を図ることになります。年間の更新費用を現在の投資額まで縮減することを目標とし、以下に示すステップで目標達成を目指します。
- 充当できる公共施設への投資金額を「中長期財政計画」における投資余力（令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度）までの平均値）、4.4億を投資限度額として目標設定します。
- 今後見込まれる、公共施設の更新費用の不足分を補てんするため、まず、予防保全の考え方のもと、建物の劣化を未然に防ぎ、長寿命化を推進します。現在の試算条件である更新期間を延長（建替え60年を80年へ、大規模改修30年を20年毎へ）した場合の更新費用試算額は、当初試算額の年平均19.8億円から約24%相当の年間4.8億円を縮減できる見込みです。（※旧耐震建物は長寿命化対象外）
- 次に施設の削減によるコスト縮減を図ります。長寿命化を図ったとしても、投資限度額には年間10.6億円不足することになります。その為、全体の保有量を約70%削減する必要があります。施設全体の延床面積を全体の70%を削減することで、トータルコストの約70%に相当する年間10.5億円のコスト削減を図り、年間更新費用を4.5億円まで引き下げます。
- さらなる維持管理コスト削減のため、設備の省エネ化、PPP/PFIの活用等を行いつつ、コストの経年変化を把握し、維持管理コストの適正化を行っていきます。

図表：本計画における目標設定イメージ図



※インフラ施設については、長寿命化を基本として維持管理コストの縮減に努めます。現在策定中又は計画中の財政計画や長寿命化計画等において、より具体的な方針を示し、実効的に推進していきます。

5.2 施設優先度の判定

- 先に設定した目標を直ちに実現するには、財政状況・利用状況から調整等が必要となるため段階的に実現を行っていきます。
- 段階的に行うに当たり、どの施設からどのような手法により削減等を行うか検証しました。

1. 保有量削減において優先すべき施設の考え方

(1) 削減手法

公共施設の削減手法として、以下の手法を想定しました。

手法		主な内容
集約化	建替え	今後も継続して行政需要が見込まれるが、利便性を確保するためには移転や建替えが必要な施設と、単体の施設として運営していくよりも、機能を他の施設へ集約した方がより効率的で効果的な行政サービスの提供が見込まれる「同種又は類似の施設」を、統合して一体の施設として再整備（建替え）すること。
	同種の施設を受入れ	今後も継続して行政需要が見込まれる施設に、単体の施設として運営していくよりも、機能を他の施設へ集約した方がより効率的で効果的な行政サービスの提供が見込まれる「同種又は類似の施設」を受入れること。
	廃止して他の施設に集約	単体の施設として運営していくよりも、機能を他の施設へ集約した方がより効率的で効果的な行政サービスの提供が見込まれる施設について、既存施設を廃止し、他の「同種又は類似の施設」に移転・集約化すること。
複合化	建替え	今後も継続して行政需要が見込まれるが、利便性を確保するためには移転や建替えが必要な施設と、単体の施設として運営していくよりも、機能を他の施設へ併設した方がより効率的で効果的な行政サービスの提供が見込まれる「異なる種類の施設」を、合築して複数機能を持つ複合施設として再整備（建替え）すること。
	他の施設を受入れ	転用可能な未利用スペース、低利用なスペース、又は使い方の改善が必要なスペースがある施設に、単体の施設として運営していくよりも、機能を他の施設へ併設した方がより効率的で効果的な行政サービスの提供が見込まれる「異なる種類の施設」を受入れること。
	廃止して他の施設と複合化	単体の施設として運営していくよりも、機能を他の施設へ併設した方がより効率的で効果的な行政サービスの提供が見込まれる施設について、既存施設を廃止し、他の「異なる種類の施設」の転用可能なスペースに移転・複合化すること。
廃止（一部廃止）	耐用年数を間近に控えて（又は超えて）いる施設や、行政需要が低下傾向にある施設又は機能を廃止すること。なお、廃止（既存施設）の場合は、機能を他の施設に移転又は集約化するか、継続して建物や設備が使用可能な場合については、他の施設へと転用します。	
売却譲渡	既に運営を民間事業者にかけている施設（公設民営の施設）や、民間事業者に貸し付けている施設で、町が運営に関与するよりも、民間ノウハウを活用してより充実したサービスの提供が見込まれる施設について、当該民間事業者に売却譲渡すること。	
民間施設の活用	必要となる施設規模や設備、立地条件等を総合的に見極め、民間施設への入居が可能であり、公共施設を自ら整備するよりも、より効率的で効果的なサービスの提供が見込まれる場合について、民間施設の活用をすること。	
広域化	近隣市町村と施設の相互利用や事業の連携を行うこと。	
縮小、削減、減築（ダウンサイジング）	未利用スペース、低利用なスペース、又は使い方の見直しが可能スペースについて、転用をして規模を縮小するか、移転や建替えのタイミングにあわせて規模の縮小や面積の削減を図ること。なお、施設内に未利用や低利用な建物及びスペースがあり、構造的に減築や除却が可能であれば、改修のタイミングにあわせて実施すること。	

(2) 施設類型ごとの削減手法

次に当町における施設類型ごとに施設削減の可能性を検討しました。(※インフラ系については対象外。)なお、下記に示した可能性については、あくまで定義付けであり必ずしもその実行を示すものではありません。

施設類型	中分類	目的等	削減手法
町民文化系施設	文化施設	地域住民の身近な文化芸術活動の場として設置している施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・売却譲渡 ・集約化・複合化 ・民間施設の活用
	集会施設	社会教育活動の充実や発展及び人権学習の推進を目的とする施設	
社会教育系施設	博物館等	生涯学習のための施設 ※集会所等も生涯学習のための施設ですが、当町では交流施設等の利用状況から町民文化系施設としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・当町においては基金等の状況により削減不可
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与することを目的とする施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・複合化 ・民間施設の活用
	レクリエーション・観光施設		
	保養施設		
産業系施設	産業系施設	町が直接もしくは間接的に経済・産業に関連する事業を行ったり、関係事業者等をサポートする施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・売却譲渡 ・民間施設の活用
学校教育系施設	学校	学校教育に資する施設 原則として行政が行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化 ・縮小、削減、減築
子育て支援施設	幼保・こども園	子育て中の家庭を地域で支援するための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化 ・縮小、削減、減築
保健・福祉施設	保健施設	地域保健事業のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化
	高齢福祉施設 福祉施設	日常生活及び社会生活の総合的な支援のための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・売却譲渡 ・縮小、削減、減築
	障害福祉施設		
行政系施設	庁舎等	行政サービスを行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化
	消防施設	消防・救助救急業務の運営を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・縮小、削減、減築
	その他行政系施設	防災、水防倉庫等は災害時のための備蓄倉庫	
公営住宅	公営住宅	住宅に困窮している低所得者に貸与することを目的とする施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・売却譲渡 ・民間施設の活用 ・縮小、削減、減築
その他建設系 公共施設	その他建設系 公共施設	斎苑	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化
		その他普通財産等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・売却譲渡

2.施設類型別の優先度判定

- 施設類型での優先度判定を行うため、現在保有している施設群での「施設保有量」「維持運営コスト」「平均経過年数」と順位付けしました。各順位の合計点数が少ないものほど、優先度が高いことを表しています。

施設類型	町内施設 保有量	維持運営コスト (千円)	平均経過 年数	合計点数
町民文化系施設	8.2%	44,555	36	14
順位	3	6	5	3
社会教育系施設	0.2%	653	17	30
順位	10	10	10	10
スポーツ・レクリエーション系施設	7.4%	169,237	31	14
順位	4	3	7	3
産業系施設	4.3%	7,240	38	19
順位	7	9	3	7
学校教育系施設	40.7%	1,177,699	41	4
順位	1	1	2	1
子育て支援施設	2.2%	13,194	37	18
順位	6	8	4	6
保健・福祉施設	4.5%	72,319	29	20
順位	8	4	8	8
行政系施設	6.7%	202,021	42	8
順位	5	2	1	2
公営住宅	23.5%	33,770	33	15
順位	2	7	6	5
その他建築系公共施設	2.4%	48,723	26	23
順位	9	5	9	9

- 以上の結果より、「学校教育施設」がもっとも優先度が高く、次いで「行政系施設」「町民文化系施設」「スポーツ・レクリエーション系施設」となっています。
- この結果より、優先度の高い施設から対策を講じる必要がありますが、上記に示した目標設定及び削減手法の可能性に基づき、各施設の方針を立てます。

3.施設劣化状況等と今後の施設管理コストによる優先度判定

(1) 判定方法

- 予防保全型の改修周期を基に、劣化状況の評価指標である施設健全度や、単位あたりのコストを考慮して、改修等の対策の優先順位を検討します。
- 優先度判定は、類型によって役割が異なるため、個別に判断が必要となりますが、本町において、施設全体保有量を削減する目的によって、下記の定義により、5つに分類して横断的に判定を行います。

判定分類①：施設廃止（機能廃止）が可能な施設群

中分類：文化施設、集会施設、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、保養施設、産業系施設、高齢福祉施設、障害福祉施設、庁舎等（一部）、公営住宅、その他建築系公共施設（斎苑除く）

判定分類②：学校教育系施設

判定分類③：子育て支援施設

判定分類④：施設廃止（機能廃止）が不可能な施設群

中分類：庁舎等、消防施設、保健施設、斎苑

判定分類⑤：水防倉庫

※当町においては、1.水防倉庫の施設数が多いこと、2.一つの施設面積が小さいため、削減効果が少ないこと、3.防災観点から別視点で考慮しなければならないこと、から上記の別の判定分類を行いました。

- 横軸は施設健全度の判定を行いました。施設健全度は、築年数によって3段階に判定を行いました。（施設の代表建物の経過年数で判定を行いました。）

3：旧耐震基準建物（1980年以前の建物）

2：10年以内に長寿命化改修時期の目安の40年が経過するもの（1990年以前に建築された建物）

1：上記以外の建物

- 縦軸は、今後10年以内（※）に行う施設改修費用の推計値（長寿命化型）で2段階に判定を行いました。※中期財政計画の投資制約ラインとの整合させました。

高：10年間で1.0億円以上

低：10年間で1.0億円未満

- 判定結果は、下記の図表のように整理します。

図表：判定結果の見方

		施設健全度		
施設改修費用		3	2	1
高		優先度 高	B ₂	D
		A		
低		B ₁	C	E
				優先度 低

A群に分類した施設が最も保全優先度が高く、A群以降は、その各アルファベット順に優先度は低くなります。各群内の優先度は、原則として、単位あたりのコストが高い施設を優先しますが、各施設の状況等を考慮して判断します。

(2) 判定結果

※青字は用途廃止施設（未解体）、赤字は改良住宅
 ※改良住宅は、用途廃止が決定している。

〈判定分類①：施設廃止（機能廃止）が可能な施設群〉

施設改修費用	施設健全度		
	3	2	1
高	食肉事業センター	中央公民館	旧町民プール
	東部町民体育館	滝見町住宅	岩道住宅(A棟・B棟・C棟)
	大型共同作業場	三神町住宅	養老町テレワーク施設
	旧上多度公民館	中央公園	
	石畑教職員住宅	前田住宅	
	就業改善センター（笠郷自治会館）	中屋住宅	
	福祉センター	大柳住宅	
	押越住宅(B棟)	泉町住宅	
	押越住宅(A棟)	豆川原住宅	
		松原住宅	
		養老町老人福祉センター	
		養老町保健センター	
		旧養老キャンプセンター	
		高田公民館（産業文化会館の一部）	
	池辺公民館		
	三神東住宅		
低	室原自治会館	広幡公民館	養老町心身障害者福祉センター
	旧上多度自治会館	ふれあいセンター養老	下高田町営住宅(B棟)
	旧むつみ集会場	養老町福寿荘	下高田町営住宅(A棟)
	共同浴場(ようろう湯)	孝子館	旧国際学習会館
	滝見集会場	親孝行のふるさと会館	多芸公民館
	旧のぞみ集会場	桜井転作技術研修センター	日吉公民館
	新宮集会場	町営笠郷テニスコート	小畑公民館
	旧泉町集会場	寺町転作技術研修センター	口ヶ島教職員住宅
	養老町農村婦人の家	みかみ集会場	旧高田公民館分室
		旧めぐみ集会場	高田駅前駐輪場
		豊転作技術研修センター	日吉公民館室原分館
		養老駅前駐輪場	スマイルグラウンド
		広幡駐在所車庫	大巻薩摩工事役館跡トイレ
			中町公衆トイレ
		上多度プラザ（公民館・自治会館）	
		そよかぜ飯田教室	

〈判定分類②：学校教育系施設〉

	施設健全度		
施設改修費用	3	2	1
高	養老小学校	笠郷小学校	
	高田中学校	池辺小学校	
	東部中学校	養北小学校	
	日吉小学校		
	上多度小学校		
	広幡小学校		
低			

〈判定分類③：子育て支援施設〉

	施設健全度		
施設改修費用	3	2	1
高	養老こども園	船附こども園	旧池辺幼稚園
	日吉こども園（北園舎）	旧上多度こども園	
	旧こぼとこども園	日吉こども園（南園舎）	
低	旧養北こども園東園舎		養北こども園
	広幡こども園		
	旧船附こども園		

〈判定分類④：施設廃止（機能廃止）が不可能な施設群〉

	施設健全度		
施設改修費用	3	2	1
高	役場庁舎		斎苑（清華苑）
	消防本部庁舎		
	役場倉庫兼車庫		
低			消防署南部分署

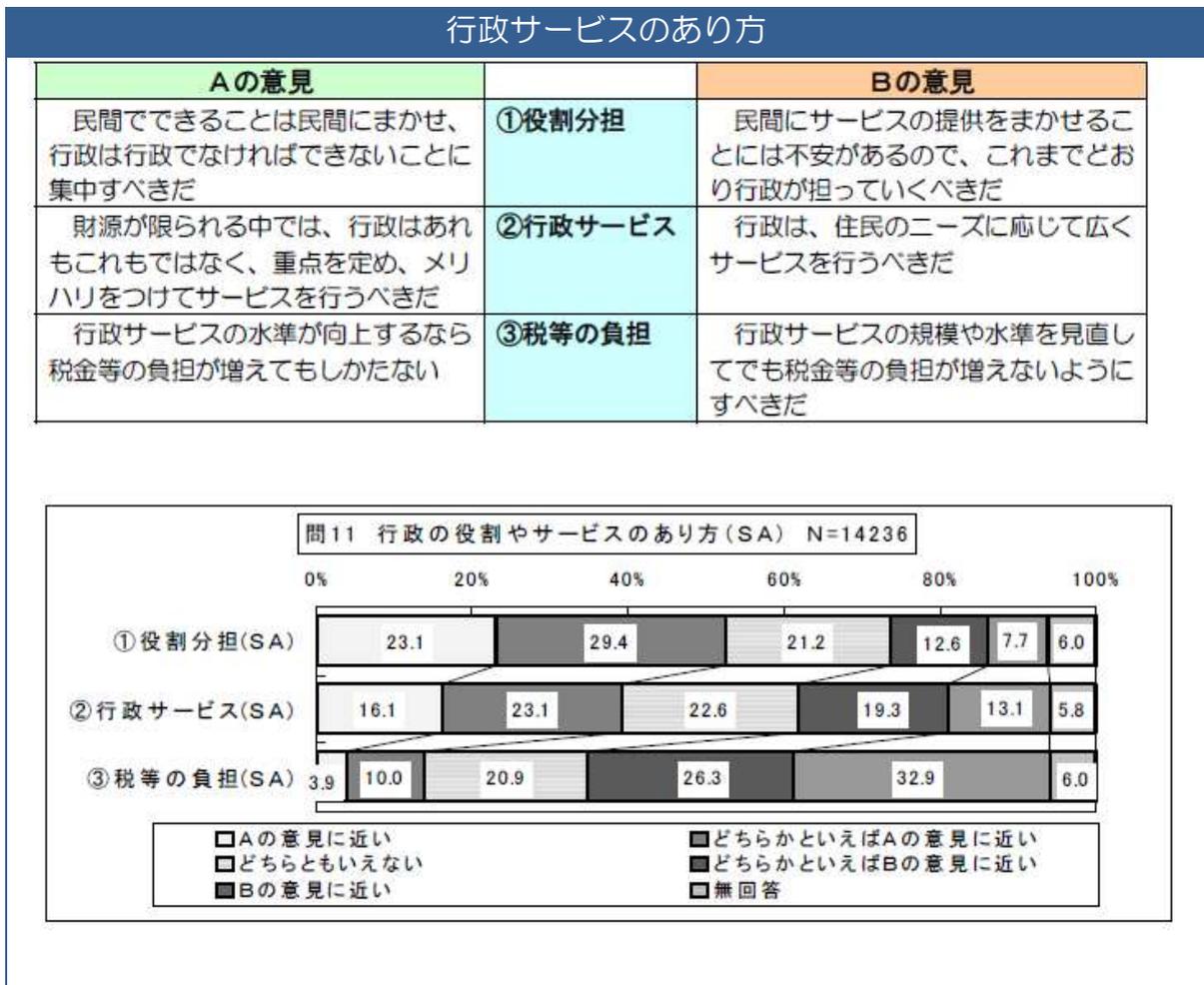
〈判定分類⑤：水防倉庫〉

		施設健全度		
施設改修費用		3	2	1
高				
低	栗笠水防倉庫		瑞穂水防倉庫	祖父江下水防倉庫
	大巻下水防倉庫		小倉下水防倉庫	小倉上水防倉庫
	押越水防倉庫		烏江江東水防倉庫	根古地水防倉庫
	小坪水防倉庫		直江村前水防倉庫	飯積水防倉庫
	岩道水防倉庫			沢田上水防倉庫
	江月水防倉庫			五日市水防倉庫
	大巻上水防倉庫			大畔水防倉庫
	大坪村前水防倉庫			
	船附下水防倉庫			
	養老橋水防倉庫			
	源氏橋水防倉庫			
	大野水防倉庫			
	横屋水防倉庫			
	蛇持水防倉庫			
	船附上水防倉庫			
	大野前水防倉庫			
	祖父江上水防倉庫			
	口ヶ島水防倉庫			
	飯田水防倉庫			
	多芸西部水防倉庫			
	烏江江西水防倉庫			
	沢田下水防倉庫			
	高柳水防倉庫			
	北浦水防倉庫			
	宇田第二水防倉庫			
	橋爪水防倉庫			

5.3 公共施設のあり方に関する町民のニーズ

「公共施設に対する町民意識（養老町第五次総合計画 まちづくりアンケートより抜粋）」

- 「行政の役割として、行政でなければできないことに集中すべきだ」という意見が半数以上あり、今後は民間の活用を検討する必要があります。
- 「行政サービスにおいて、メリハリをつけてサービスを行ったほうがよい」という意見が、広くサービスを行うべきという意見よりやや多くなっています。少子高齢化や人口減少を踏まえ、選択と集中を行っていく必要があります。
- また、「税の負担増よりサービスの規模や水準を見直したほうがよい」という回答が多いことから、必要な量と質を見極めていく必要があります。

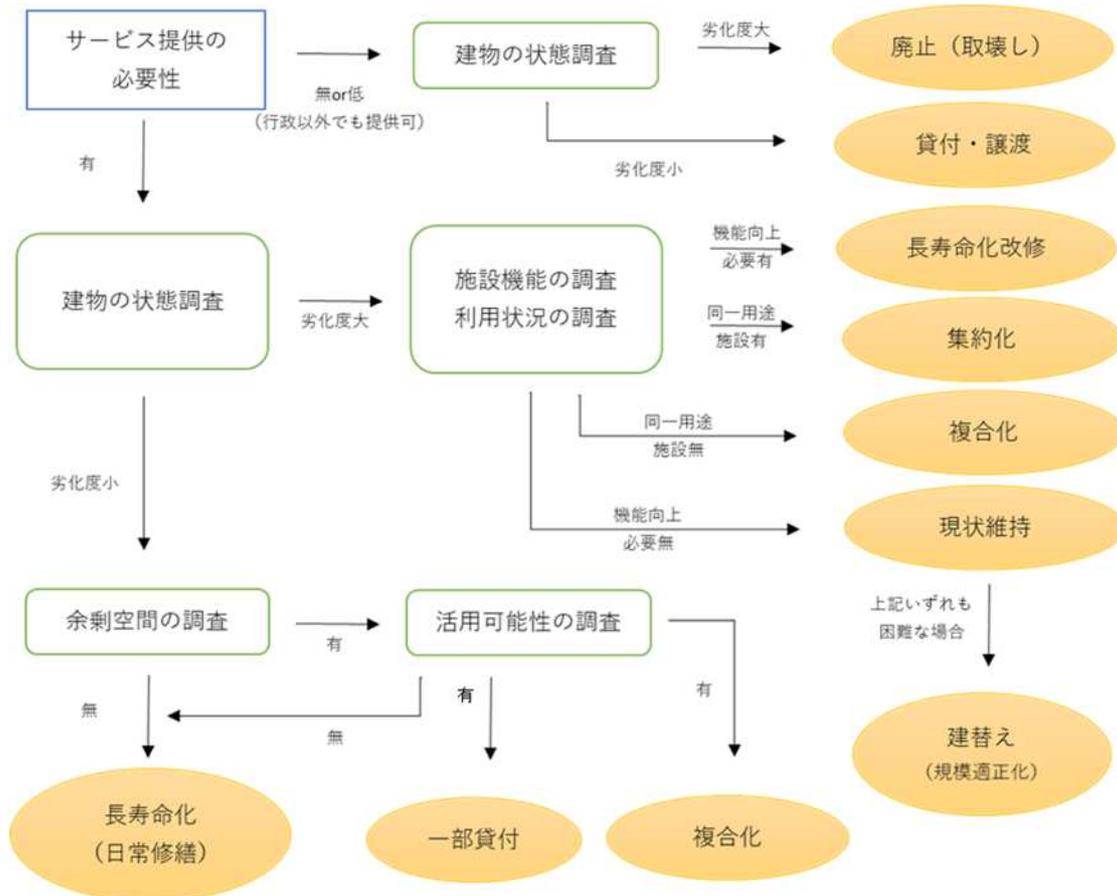


〈出典〉養老町第五次総合計画

5.4 目標及び優先度からみる今後の公共施設の在り方の検証

- 以上の各資料と現状に基づき、下記のフローに則り、施設毎に今後の方針の決定を行います。
- 今後の方針の決定は、公共施設総合管理計画の改訂時、及び対象施設の大規模改修、建替え時期において、都度検証を行った上で施設管理を行います。

図表：方針検証フロー

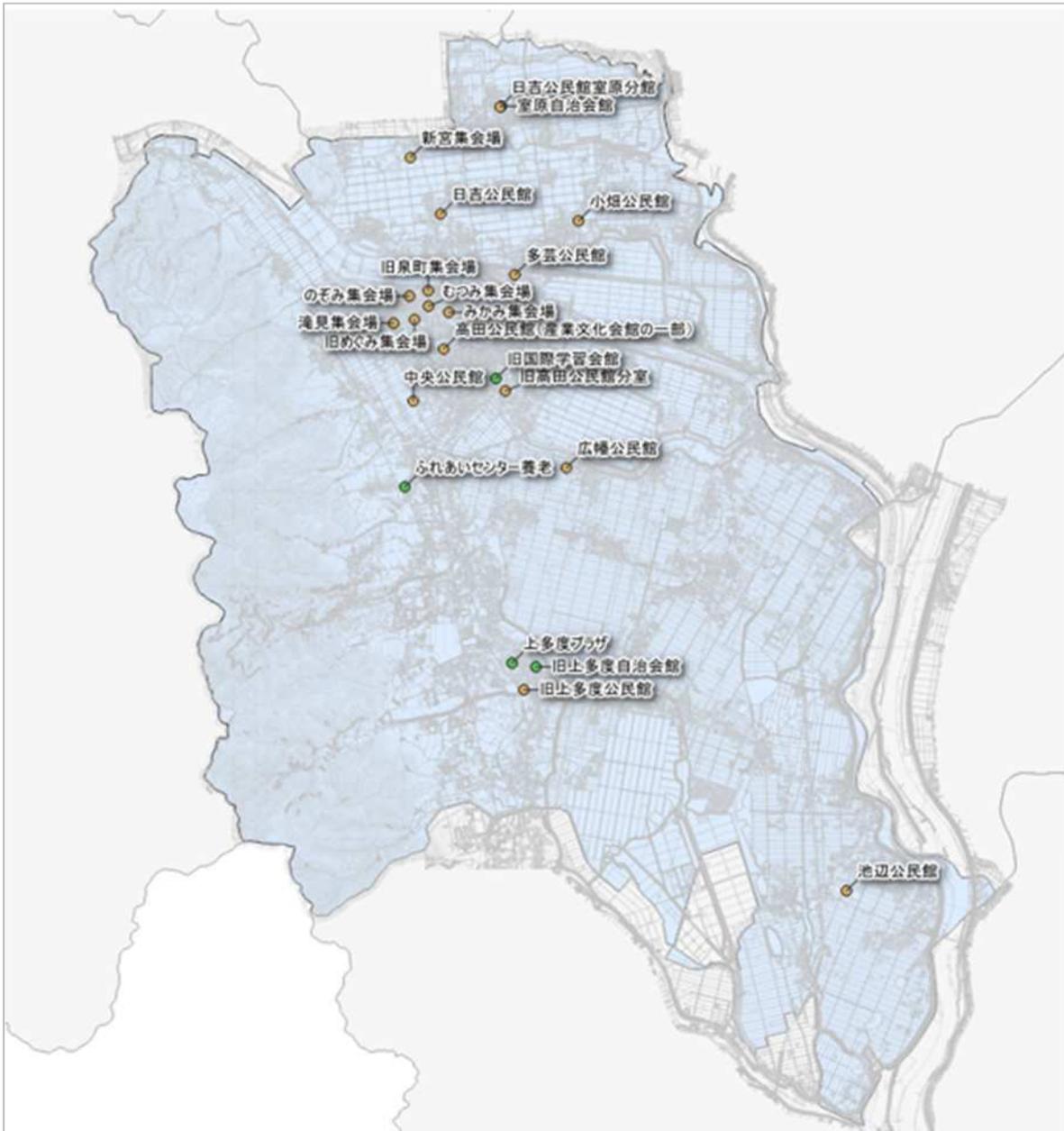


6. 類型別方針

- 養老町のすべての施設に対して、類型別方針を定めました。
- 養老町の公共施設等について、統一的に扱うことが困難であることから、建物系公共施設（庁舎、学校、福祉施設等）と土木系公共施設（道路、橋梁、上下水道等）の類型ごとに分けて、施設の維持管理等に関する方針を定めました。

6.1 類型別方針（建物系公共施設）

1. 町民文化系施設



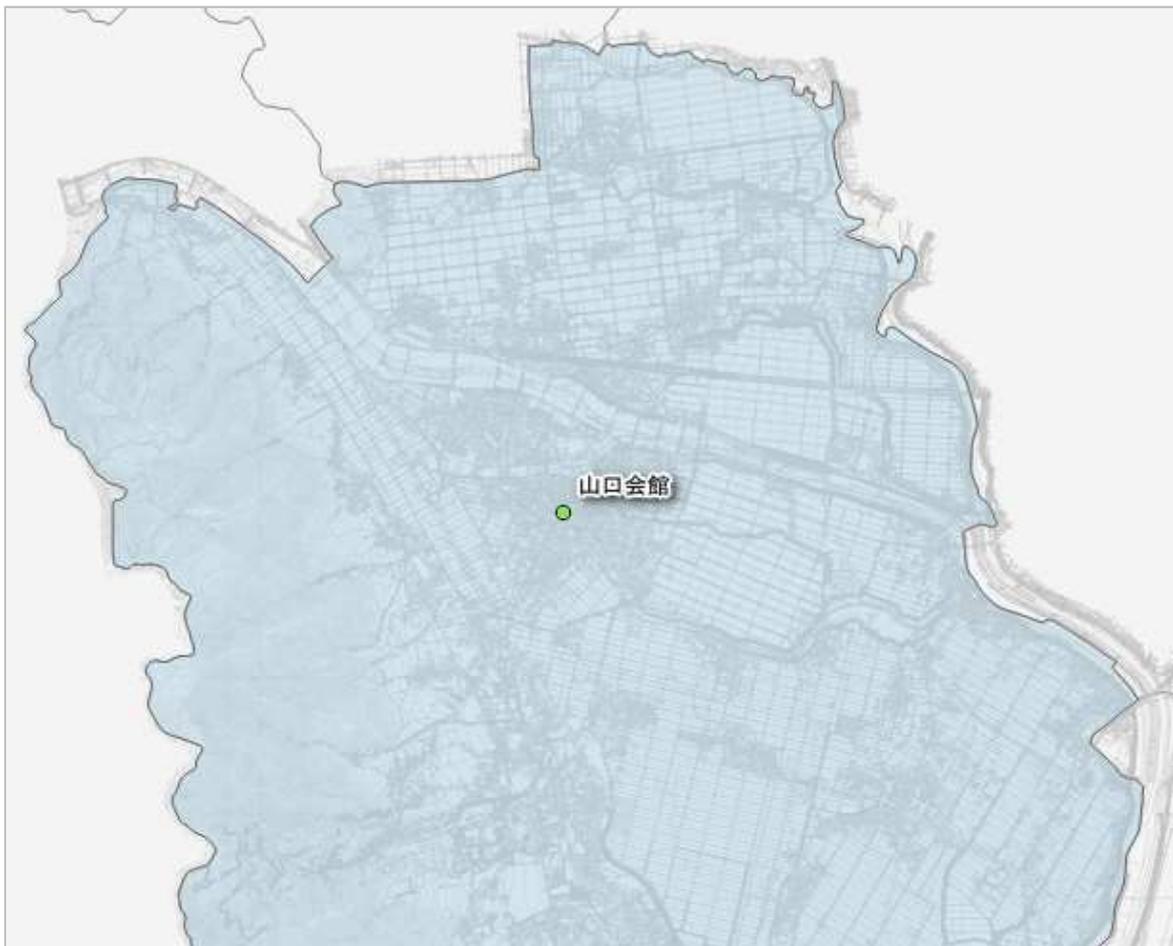
(1) 文化施設

対象施設	
・自治会館 ・国際学習会館 ・ふれあいセンター養老	
現状と課題	
現状	■自治会館は、地域連帯と住民福祉の向上を図るための施設として設けている。 現在は公民館への機能移転を行い、公民館の複合施設として利用している。
課題	■室原自治会館は、単独の施設となり、老朽化が進んでいる。 ■ふれあいセンター養老は、屋根等の老朽化が進んでいる。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
■養老自治会館：機能移転「養老町中央公民館へ」（旧施設は解体済み） ■上多度自治会館：機能移転「上多度プラザへ」（旧施設は機能廃止） ■国際学習会館：機能移転「養老町中央公民館へ」（旧施設は機能廃止） ■ふれあいセンター養老：トイレ改修工事	
今後の方針	
■文化施設、集会施設のあり方については、「地域の拠点」としての管理・運用方法を検討します。 ■旧上多度自治会館は、解体に向け、協議を進めます。 ■旧国際学習会館は、譲渡を検討し、譲渡先がない場合は解体を行います。 ■ふれあいセンター養老は、長寿命化を図ります。また、指定管理者制度の活用を検討します。	

(2) 集会施設

対象施設	
・中央公民館、町民会館、図書館 ・地区集会所 ・地区公民館	
現状と課題	
現状	■空調設備や電気設備等、外部委託により保守点検を行っている。 ■地域が管理をしている施設もある。 ■高田公民館にエレベーターを設置した。
課題	■耐震調査を行っていない施設については、今後調査が必要である。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
■旧上多度公民館：機能廃止、機能移転（上多度プラザへ） ■上多度プラザ：新築 公民館、自治会館機能を有した、複合施設として複合化を実施 ■めぐみ集会場・泉集会場・高田公民館分室：廃止 ■中央公民館：改修 調理室改修工事、中央公民館等照明設備工事、中ホール防水改修工事、文化財収蔵庫改修工事 ■池辺公民館：改修 屋根塗装改修工事、洋式トイレ切替工事、講義室エアコン機器工事 ■広幡公民館：改修 会議室兼集会所・事務室空調機更新工事 ■多芸公民館：改修 大会議室空調機器更新工事 ■日吉公民館：改修 事務室空調機器更新工事、エレベーター設置工事	
今後の方針	
■文化施設、集会施設のあり方については、「地域の拠点」としての管理・運用方法を検討します。 ■広幡公民館は、既存のJA施設の一部分改修を含め利活用を検討します。 ■施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。	

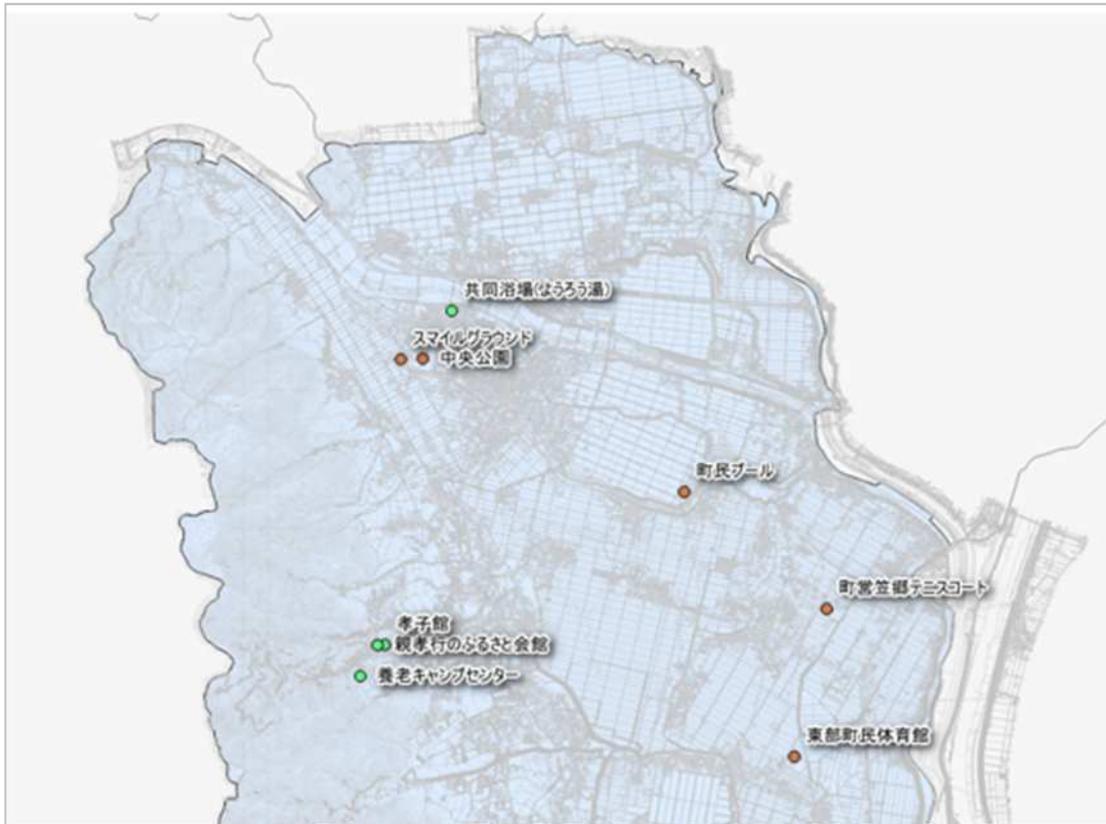
2.社会教育系施設



(1) 博物館等

対象施設	
・山口会館	
現状と課題	
現 状	■平成16年（2004年）1月に竣工され、新耐震基準が満たされている。
課 題	■設置の目的が特殊であり、統合・廃止が難しい。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
実績はありません。	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■予防保全型の修繕により、施設の長寿命化を図ります。 ■法定点検を実施および職員が日常的に施設を点検し、点検結果をもとに修繕等を順次行っていきます。 ■会議室等を有効活用し、目的外利用の有効活用を検討し、幅広く活用できる施設となるよう検討します。 	

3.スポーツ・レクリエーション系施設



(1) スポーツ施設

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・体育館（総合体育館、東部町民体育館） ・町営笠郷テニスコート ・旧町民プール ・グラウンド（中央公園、スマイルグラウンド） 	
現状と課題	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ■各設備の法定点検以外に、月2回以上施設巡回による目視点検を委託職員が実施し、報告書の提出を受けている。 ■点検結果や利用者からの指摘を受け、随時修繕を行っている。予算を超過する場合は応急処置とし、次年度以降改修としている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■旧町民プールは、施設設備の老朽化が進んでおり、整備計画の作成が必要である。 ■今後は、施設の老朽化対策や指定管理者制度等により、効率的な維持管理を進める必要がある。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ■旧池辺町民体育館：廃止（解体済み） ■旧笠郷町民体育館：廃止（解体済み） ■東部町民体育館：耐震・大規模改修工事 ■町民プール：電気・機械・空調設備等改修工事 ■スマイルグラウンド：シェルター設置工事、外灯修繕工事 ■中央公園：野球場整備工事（第2期） 	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■全庁的な公共施設の維持管理体制と調整し、体育施設全般を一体的に維持管理運営する体制について検討すると共に、指定管理者制度やPFI導入等民間活力の活用を検討します。 ■施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。 	

<p>■総合体育館の照明については、令和5年度～令和7年度において、LED化を行います。 また、施設の老朽化が進んでいるため、整備計画を策定し運用を行います。</p> <p>■旧町民プールはLCCの観点から廃止を行い、躯体が健全なため他の施設の機能移転を検討します。</p>

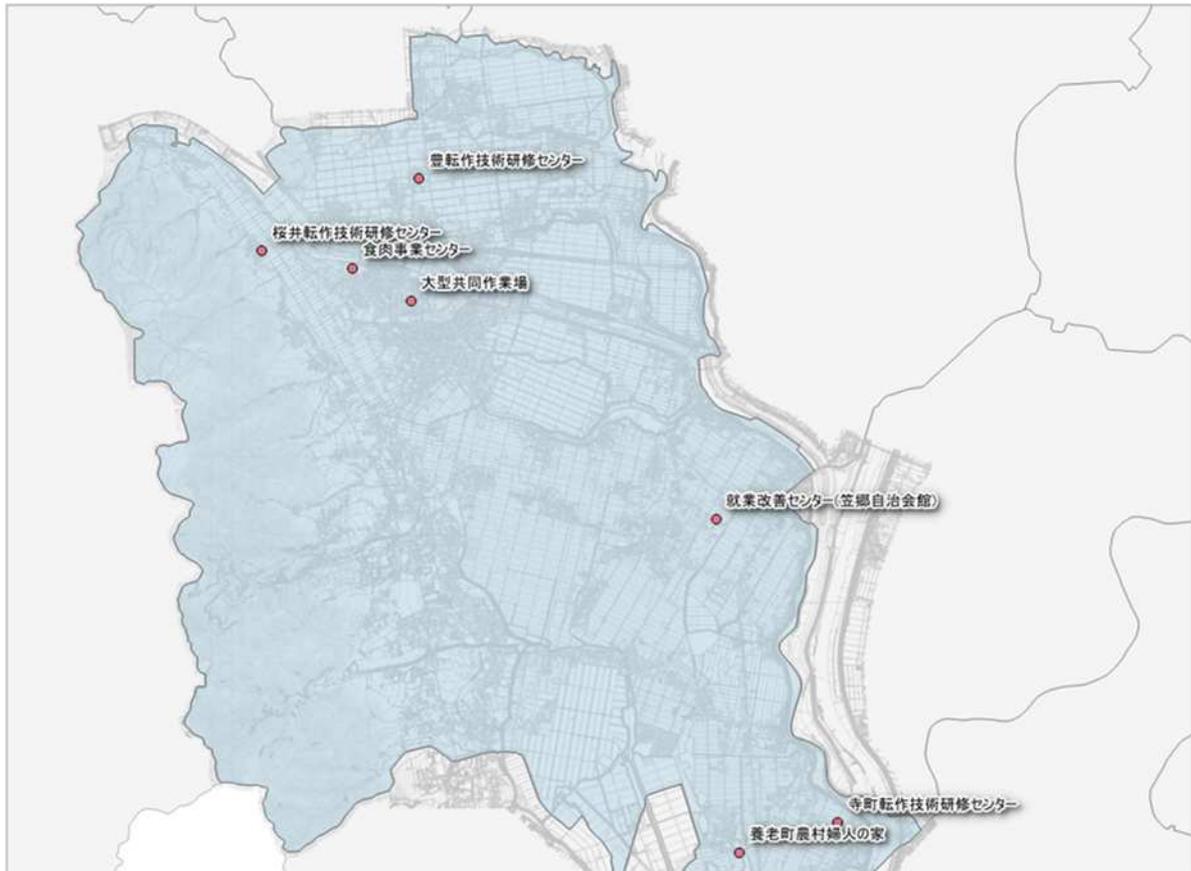
(2) レクリエーション施設・観光施設

対象施設	
・旧養老キャンプセンター ・親孝行のふるさと会館 ・孝子館	
現状と課題	
現 状	<p>■キャンプセンター及びふるさと会館の管理人に、施設開放時には施設の管理・点検を委託している。そして、管理人より日報で点検結果を受けている。点検結果を受け、役場のほうでも随時対応している。</p> <p>■キャンプセンターについて近年の自然志向、アウトドアブームから利用者数は、増加している。</p> <p>利用者アンケートの調査結果から、リピーター率が高い。</p> <p>■ふるさと会館は、昭和60年（1985年）に建設された後、平成27年度（2015年度）に施設内のバリアフリー化及びソーラーパネルの設置など、大規模な改修が行われている。さらに定期清掃管理を養老公園まちづくり委員会に委託している。</p> <p>■消防法施行規則第3条11項の規定に基づき、消防訓練を年2回実施予定である。</p>
課 題	<p>■キャンプセンターの通報、誘導手段である屋外設置の大型スピーカーの修理及びハンドマイクの設置を行う必要がある。</p> <p>■キャンプセンターは、昭和59年（1984年）から昭和60年（1985年）に建設されたものであり、23棟あるバンガローのうち16棟は平成14・15年度（2002・2003年度）に改修されているが、老朽化が見られる。</p> <p>■孝子館は耐震化を行っておらず、利用者の数を鑑み耐震化を行う必要がある。</p> <p>■長寿命化に向け、各施設には施設台帳の作成が必要であると考えられる。</p>
過去に行った実績	
■親孝行のふるさと会館：大規模改修	
今後の方針	
<p>■キャンプセンターは、令和4年度（2022年度）に県へ返還します。</p> <p>■孝子館については、建築物として文化的な価値があると思われるが、老朽化が著しいことから、施設の用途や使用率なども考慮して、今後、民間への移譲を視野に検討していく。</p> <p>■親孝行のふるさと会館は長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。</p>	

(3) 保養施設

対象施設	
・共同浴場（ようろう湯）	
現状と課題	
現 状	■家族風呂のない世帯への利便性と地域住民に対して入浴施設を提供し、運営は「ようろう湯運営委員会」が実施している。
課 題	■築47年が経過し、老朽化が進行している。
過去に行った実績	
実績はありません。	
今後の方針	
■共同浴場（ようろう湯）は老朽化が進んでいるため、令和3年（2021年）12月に廃止し、今後は解体に向け協議を行います。	

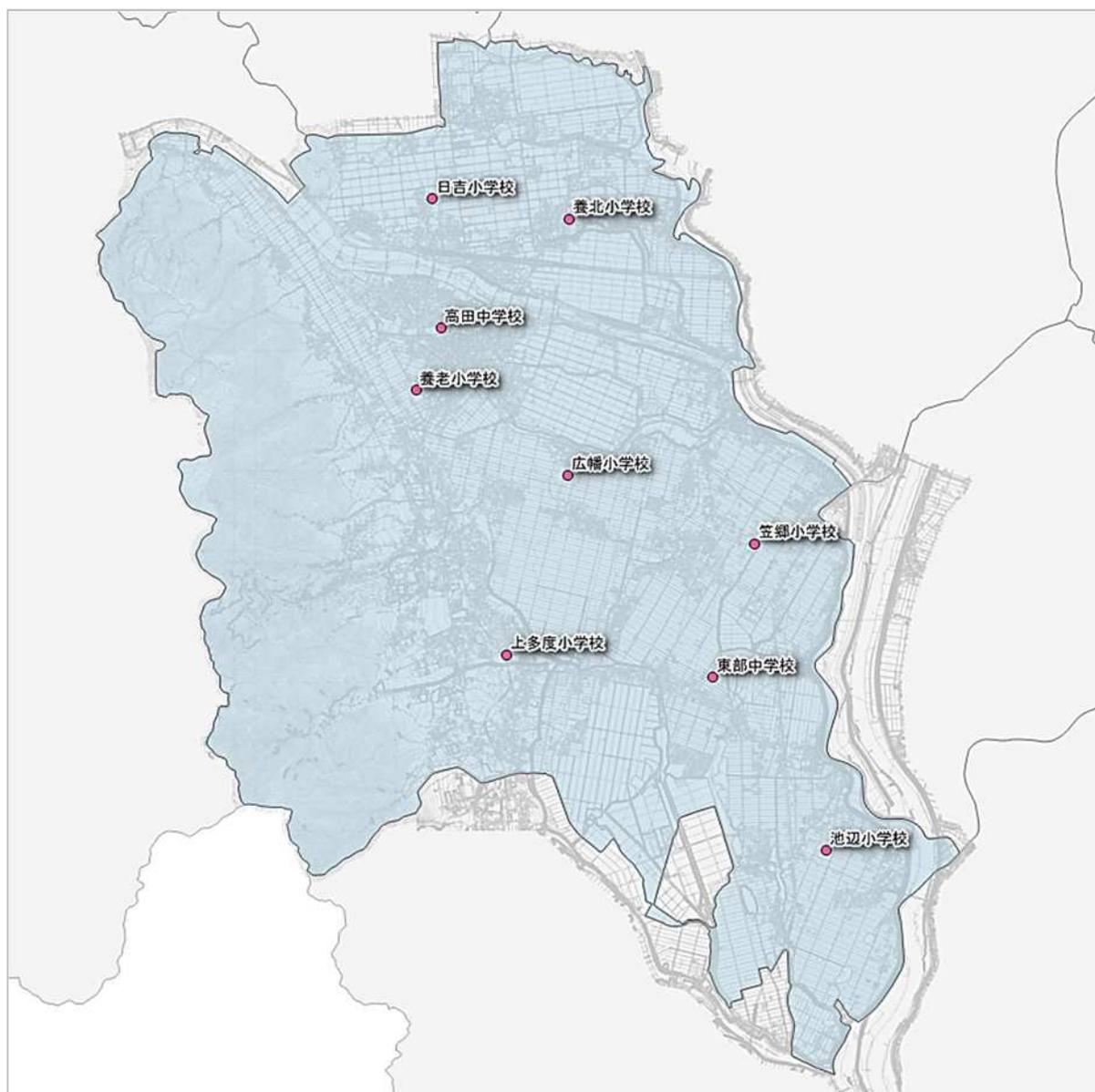
4.産業系施設

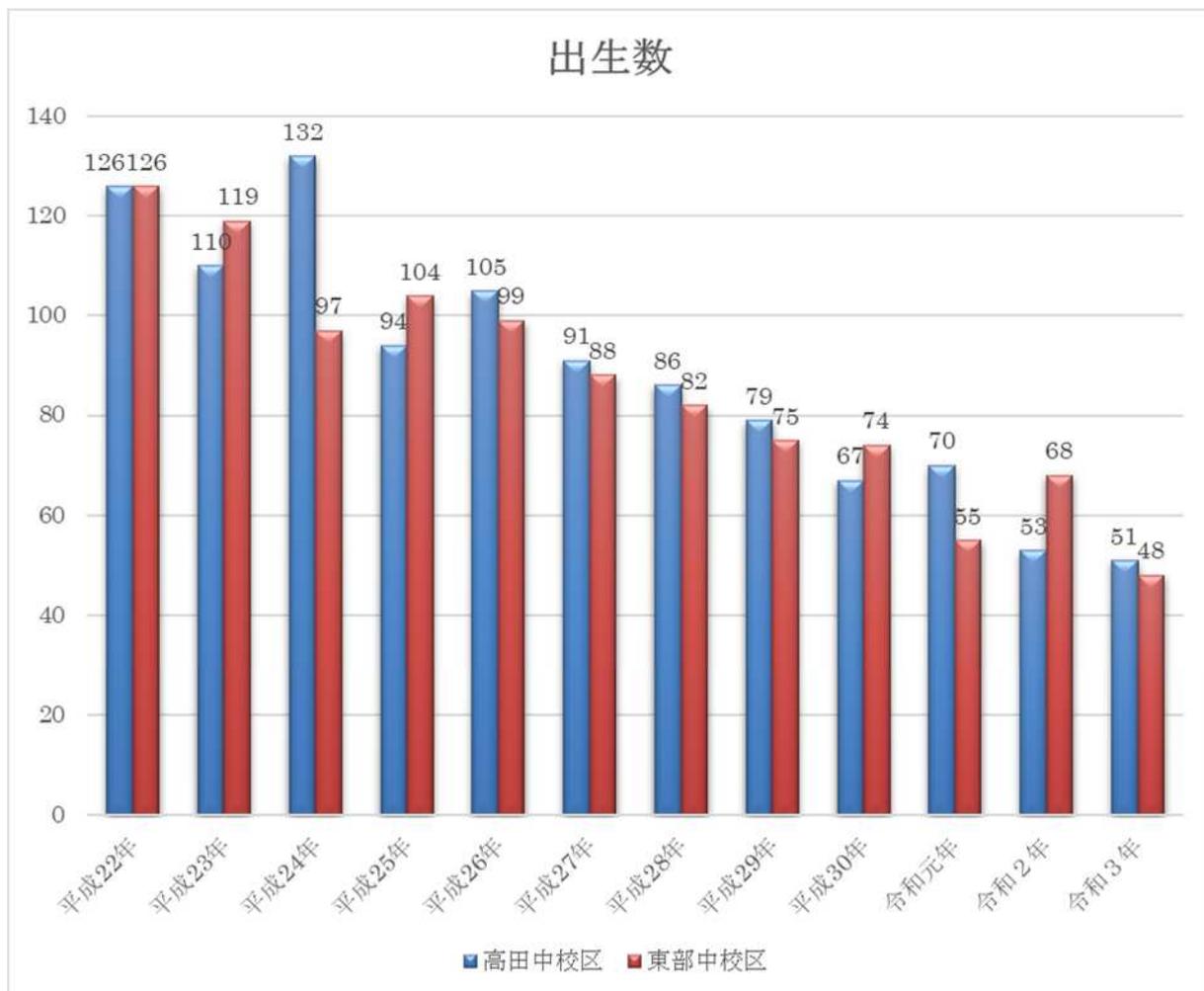


(1) 産業系施設

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・大型共同作業場 ・食肉事業センター ・転作技術研修センター（桜井、寺町、豊） ・就業改善センター（笠郷自治会館） ・農村婦人の家（釜段） 	
現状と課題	
現	<ul style="list-style-type: none"> ■転作技術研修センターは、地域に維持管理等を任せている。 ■就業改善センターでは空調設備や電気設備等、外部の委託により保守点検を行っている。また、定期的に建築基準法第12条に基づく点検を行っている。 ■現在、精米施設は大型作業所のみであり地域の関係団体等が使用している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■大型共同作業場は、耐震調査を行っていないため今後調査が必要である。 ■転作技術研修センターは、建設当時より改築等を行っていないため老朽化が見られる。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
■就業改善センター 空調機器改修	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。 ■転作技術研修センター、農村婦人の家は地域住民の意見を踏まえ、地域等への払い下げを検討します。 ■大型共同作業所は、地区への移譲を検討します。 ■食肉事業センターについては、施設を廃止し、民間事業者による運営に移行します。移行までの間は、維持管理費用の縮減に努めます。 ■就業改善センターは、施設の用途廃止を検討します。 	

5. 学校教育系施設





〈出典〉町資料

本町の出生数は減少傾向にあり、令和2年度（2020年度）生まれの子ども数は、121人、令和3年度（2021年度）生まれの子ども数は99人で、令和3年度に初めて100人を下回った。また、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計』においても、人口推移と将来人口の見通しは減少傾向にあり、人口減少が進む以上に少子化は顕著である。「公立義務教育学校の学級編成及び職員定数の標準に関する法律」によれば、小学校は、2つの学年の児童数の合計が16人以下、小学1年生を含む場合は8人以下となれば複式学級が開設されると予測される。

本町の学校は、すべてコミュニティ・スクールに移行し、「地域と共にある学校」をめざしてきた。学校は、地域住民の協力や支援を得て、子どもたちの学びや生活が充実するよう取り組んでいる。また、地域の避難所や地域コミュニティの拠点にもなっている。児童数が減って小規模になっても、地域住民のために残してほしいという考えがある。

しかし、複式学級ができたり、1学級の人数が少なかったりすれば、グループが構成できなくなったりする等、子どもたちが学ぶ環境として様々な問題が発生する。子どもたちの学校生活の充実や成長のために、適正な規模の学校に通わせたいという子育て世代の保護者の願いがある。

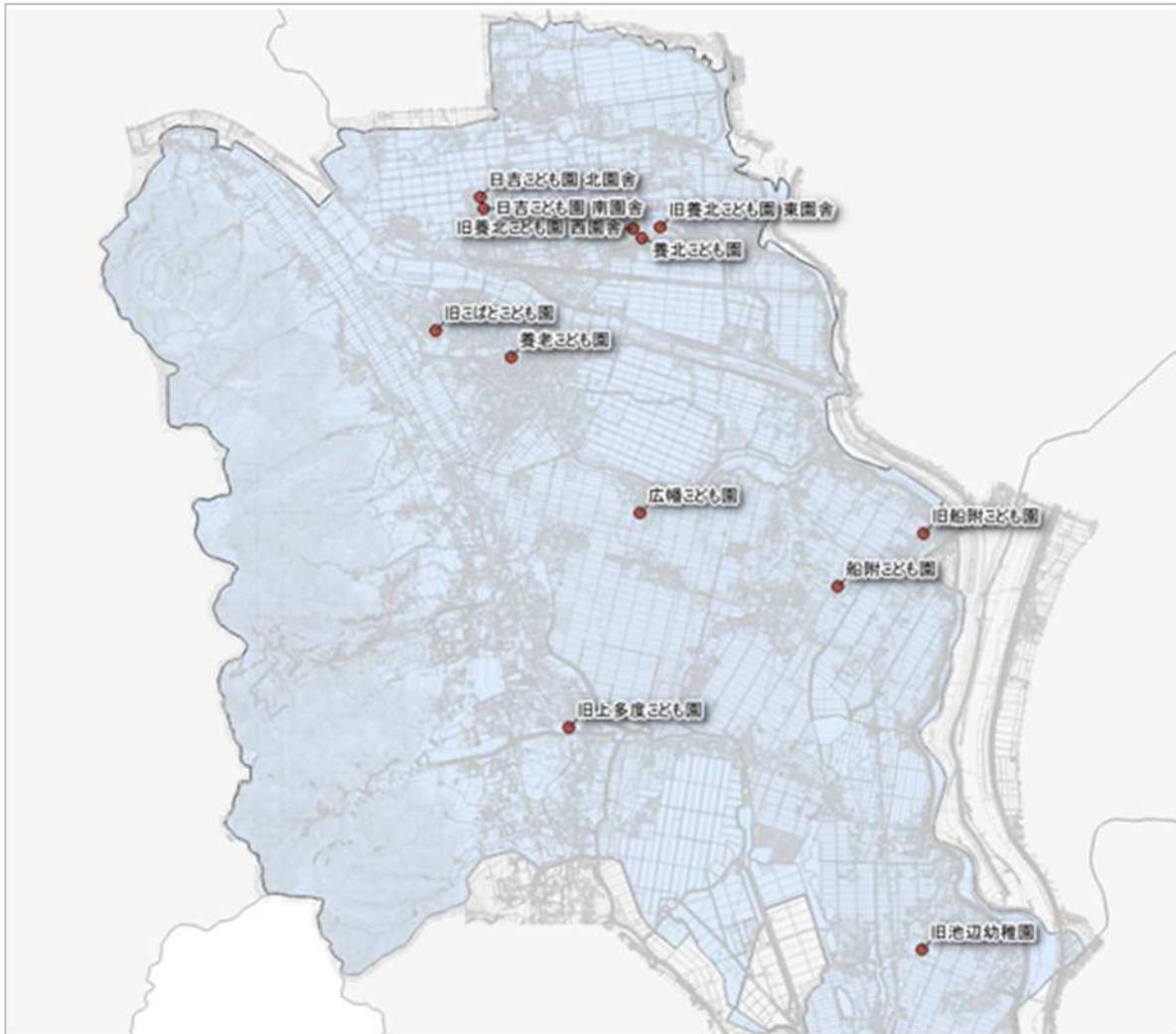
また、養老町における公共施設のあり方を検討する中で、学校施設の維持管理、老朽化への対応や修繕は多額の費用を要し、町財政を圧迫する要因となっている。

このような現状を踏まえて、児童生徒、保護者、地域住民の多様な考えを尊重しつつ、学校の集約化、統廃合を含めた学校のあり方を今後、検討する必要があると考える。

(1) 学校

対象施設	
・小学校（養老、広幡、上多度、池辺、笠郷、養北、日吉） ・中学校（高田、東部）	
現状と課題	
現状	■本町には、7小学校、2中学校があり、耐震化については完了している。 ■学校開放施設として、児童・生徒が常に施設を利用しており利用頻度が高い。
課題	■本町の令和3年度（2021年度）生まれの子ども数が初めて100人を下回り、本町における出生数及び年少人口の減少に伴い、児童生徒数は減少傾向にあるため、学ぶ環境として様々な問題が発生する。 ■施設の老朽化が進んでいるため、修繕や改修が必要である。 ■保守点検を行い、報告書の提出を受けているが、結果の活用ができていない。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
■養老小学校 プール配管・プールサイド改修、多目的トイレ改修、南舎屋上防水改修、校庭遊具更新 ■広幡小学校 外壁改修、校庭遊具撤去・設置 ■上多度小学校 普通教室照明改修、児童用トイレ改修 ■池辺小学校 屋内運動場屋根塗装改修、体育館アリーナ照明改修、図書室空調改修、屋上防水等改修 ■笠郷小学校 プールサイド改修、保健室空調改修 ■養北小学校 階段床シート張替、屋内運動場照明器具改修、井戸ポンプ取替 ■日吉小学校 厨房トイレ改修、非常階段改修、火災通報装置等設備改修、洋式トイレ設置、 ■高田中学校 普通教室床改修、格技場2階床改修 ■東部中学校 危険物施設修繕工事、合併浄化槽修繕 ※全小中学校 校内LAN整備、空調設備改修	
今後の方針	
■安全・安心・安定した学校給食の供給を図るため、令和4年度（2022年度）には養老小学校を拠点とし、3校の給食施設を集約化します。他の学校についても、十分に検証を行い、順次拠点校化を進めます。 ■人口減少、児童生徒数の減少を踏まえ、集約化、統廃合等を含めた学校のあり方を検討します。 ■学校施設の老朽化が進行しているため、学校施設長寿命化計画を踏まえ、児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう、優先順位をつけて対応します。 ■施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。そのため下記の内容を実施します。 ・日常点検を行い、修繕が必要な箇所について早期発見に努めます。 ・点検結果を活用した予防保全的な維持管理計画を個別施設計画に記載します。 ・付属設備については、長寿命化製品への切り替えにより、コスト縮減を図ります。 ・施設、維持管理コストの推移や修繕履歴等を分析し、維持管理計画に反映します。	

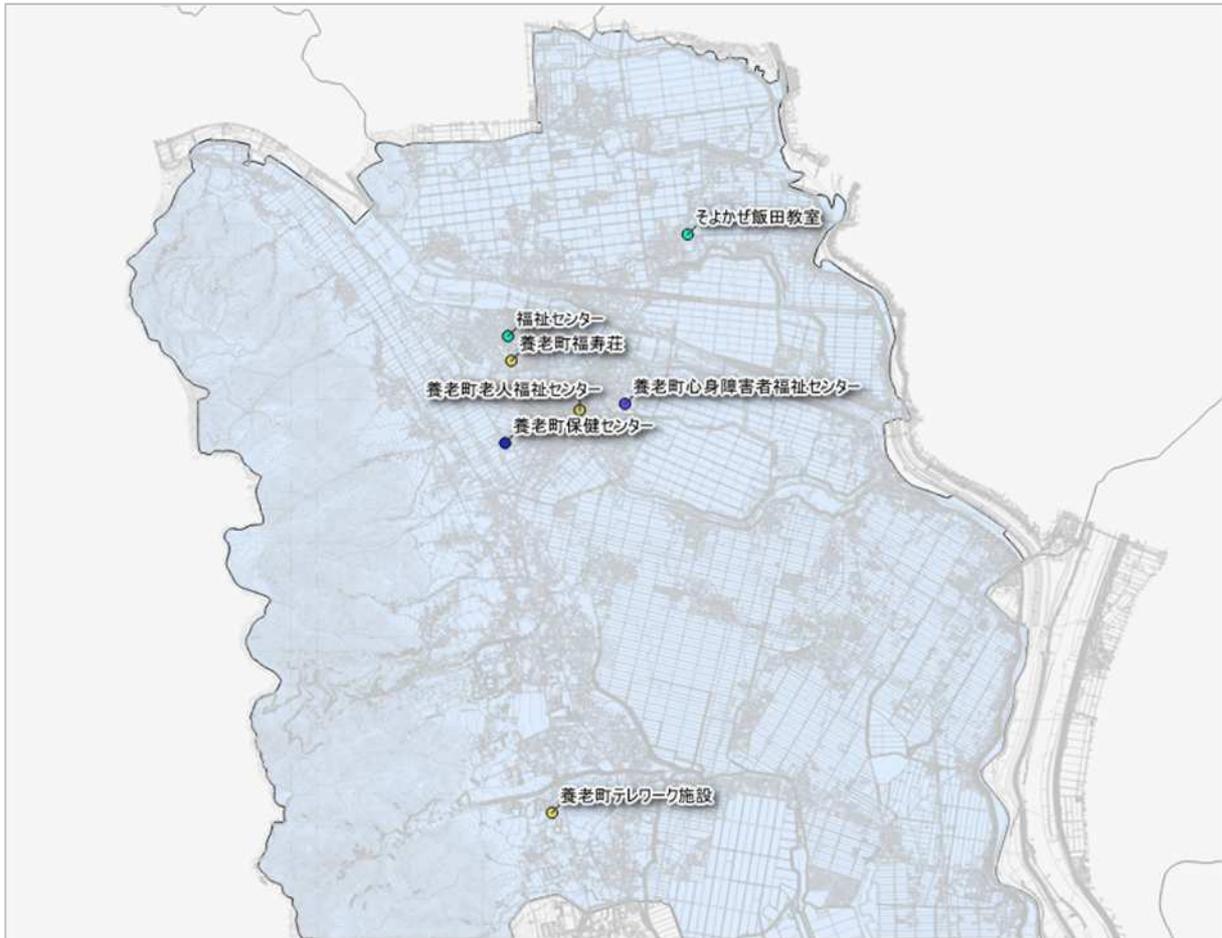
6.子育て支援施設



(1) 幼保・こども園

対象施設	
・こども園（養老・広幡・船附・養北・日吉）	
現状と課題	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 随時、外観・異音等を確認しており、施設が損傷した場合、随時修繕を実施している。 ■ 消防設備・空調機等は定期点検にて異常があった場合、随時修繕を実施する。 ■ 旧日吉こども園北園舎を令和3年度（2021年度）末に廃止、残る施設については、耐震診断全園実施済みである。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一部の施設の老朽化が進んでおり、修繕維持をはじめ、保育サービスの充実に対応する施設環境の整備が必要である。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公立保育園及び幼稚園について、すべてこども園へと編成し、令和2年度（2020年度）時点で6施設（養老・広幡・船附・養北・こばと・日吉）のこども園を設置。 ■ 上記の集約化に伴い、下記のこども園を廃止 旧上多度こども園、旧池辺幼稚園、旧養北こども園西園舎（解体済）、旧養北こども園東園舎、旧こばとこども園、旧日吉こども園北園舎 ■ 広幡こども園：耐震化及び改修工事 ■ 養北こども園：新園舎建設 	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。そのため下記の内容を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の統合・運用については、「子ども子育て支援計画」に基づき行います。 ・ 廃止した幼稚園・こども園は、原則解体とし躯体状況から利用が可能な施設については、転用を検討します。 	

7.保健・福祉施設



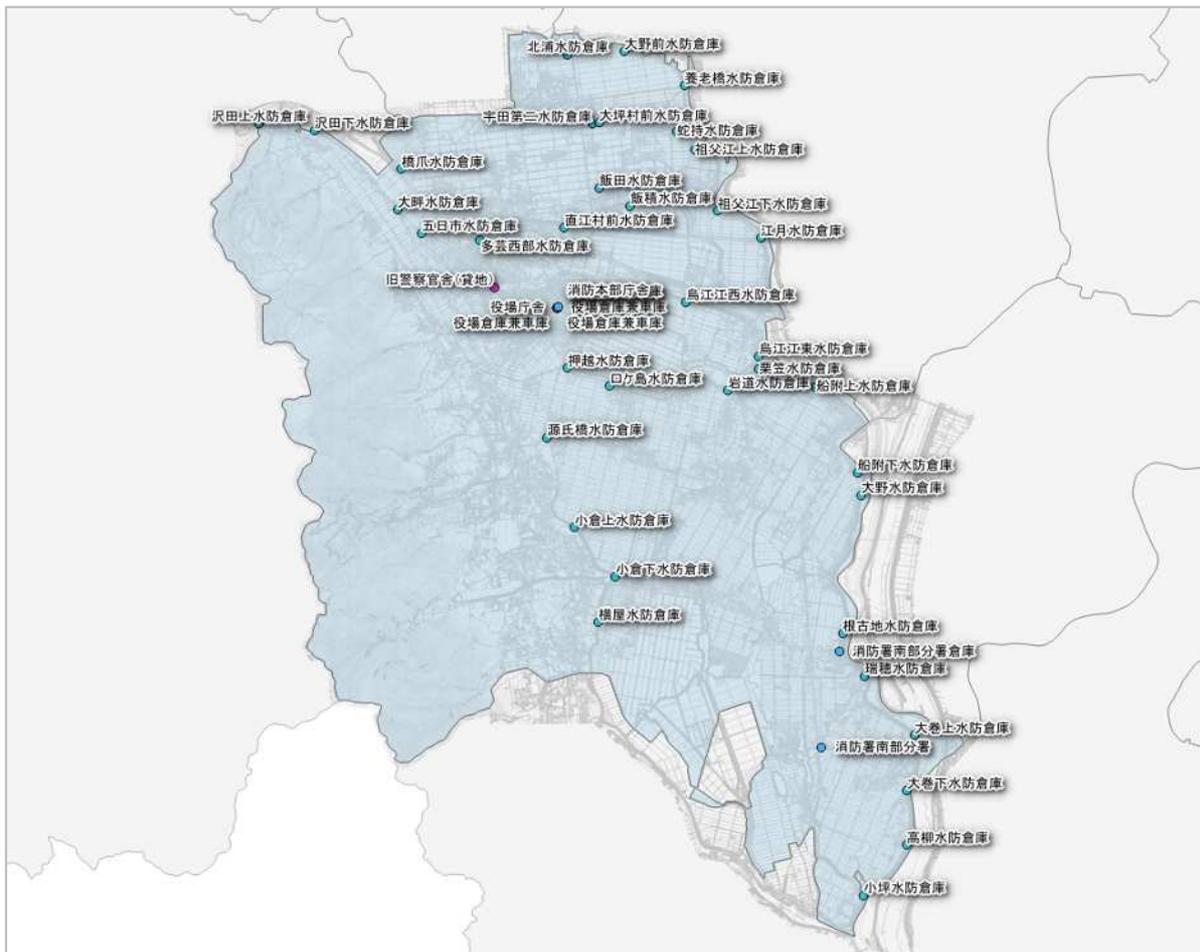
(1) 保健施設

対象施設	・保健センター
現状と課題	
現状	■保健センターの育児相談者数は年々増加傾向にある。
課題	■昭和63年（1988年）3月の竣工以来、約35年が経過している。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
■保健センター：外壁改修、空調改修工事	
今後の方針	
■保健センターについては、機能移転し、施設の廃止（解体）を検討します。	

(2) 福祉施設

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・旧地域福祉センター（養老町テレワーク施設） ・老人福祉センター ・福寿荘 ・心身障害者福祉センター ・そよかぜ飯田教室 ・福祉センター 	
現状と課題	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■町内の障がい福祉サービス事業所の整備は進んでいるが、緊急時の受け皿確保のためには、広域的な整備が必要になっている。 ■旧地域福祉センター：令和3年（2021年）9月に用途廃止し、転用（サテライトオフィス）している。 ■福祉センター：大規模空調設備改修工事を行い、各部屋にエアコンを設置している。 ■福寿荘は、老人の健康増進や福祉向上等を提供する施設であるが、利用者が少ない。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉センターは築29年、老人福祉センターは築43年、福寿荘は築38年、福祉センターは築43年であり、老朽化が進んでいる。 ■各種器具等の点検は行われているが、点検結果の活用が行われていない。 ■築年数が10年を越えたため、強雨時において屋根材の接合点での雨漏りや、ビルトイン式となっている空調関係についても不調が見られることから、定期的なメンテナンスや修繕が必要である。 ■障がい者が主に使用する施設であるため、火災時等の災害時にスムーズに避難できるかが課題である。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ■心身障害者福祉センター内、児童発達支援事業所「ことばの教室」を改め「そよかぜ高田教室」と拡充。（総延床面積に変更なし） ■そよかぜ飯田教室：新設 	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。そのため下記の内容を実施します。 ・各種機械設備等のメンテナンスや操作方法等の職員知識の向上を図り、機械設備の長寿命化を図ります。 ・旧地域福祉センター（養老町テレワーク施設）：指定管理者制度の導入等、運営方法を検討します。 ・老人福祉センター：機能を他施設に移転し、施設は他事業での利用を検討します。 ・福寿荘：施設廃止に向けて地元と協議を行います。 	

8.行政系施設



(1) 庁舎等

対象施設	
・役場庁舎	
現状と課題	
現状	■ 築年数が経過しているものの、耐震化工事や大規模な空調改修工事を実施し、庁舎機能を維持している。
課題	■ DX推進により、これまで窓口に行かなければ受けられなかった公的サービスのデジタル化、ペーパーレス化、ワンストップ化が求められている。 ■ コロナ禍を通じ、職員の働き方についても、テレワーク・リモートワークへの対応が必要となっている。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
■ 庁舎：トイレ改修、倉庫外壁改修	
今後の方針	
■ 耐震化工事や大規模空調改修工事（令和3年度）を実施していることから、施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。 ■ 今般の新型コロナウイルス感染症により、新たな生活様式や公共サービスのあり方が問われる中で、既存ストックを有効活用し、デジタル技術を活かしながらサービスを提供する分散型庁舎のあり方を検討します。	

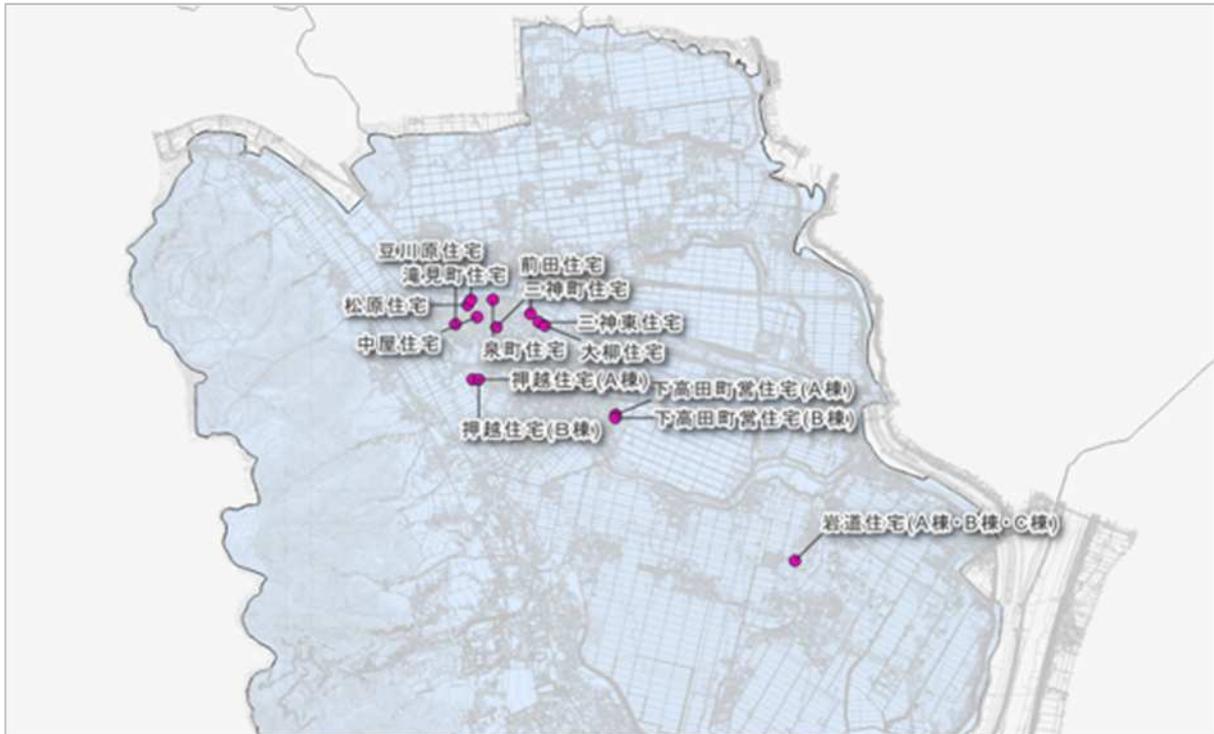
(2) 消防施設

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部 ・消防署南部分署 	
現状と課題	
現	<ul style="list-style-type: none"> ■消防本部庁舎は、増築を重ねて業務に対応しているが、それゆえに構造の複雑化、利便性の低下、また車両の大型化や台数の増加により、現行の車庫では車両収容の限界にきている。 ■東海環状自動車道路の開通に対応するために、さらなる増員や車両の大型化が必要である。
課	<ul style="list-style-type: none"> ■西濃地域で消防業務の広域合併の話し合いが持たれているが、進捗していない。
過去に行った実績（平成 28 年度～令和 2 年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ■消防本部庁舎：耐震補強工事、指令棟建設工事 	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。 ■南部分署の車両、人員、施設維持費の費用対効果も考慮し、消防本部を町の地理的中心地に統合することを検討します。 	

(3) その他行政系施設

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫（37 箇所） 	
現状と課題	
現	<ul style="list-style-type: none"> ■現在、水防計画に基づき、水防本部以外に水防用資材を保管する倉庫として利用されている。
課	<ul style="list-style-type: none"> ■37 箇所のうち 25 箇所が旧耐震基準であるが、耐震化は行っていない。
過去に行った実績（平成 28 年度～令和 2 年度）	
実績はありません。	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■各水防倉庫については、養老町水防計画に基づき設置しており、今後の必要性について、地元の住民の意見を踏まえて、統廃合も視野に入れた検討を行います。 ■倉庫的な役割であるため、日常点検を定期的に行い、保全費用は最低限の修繕に努めます。 	

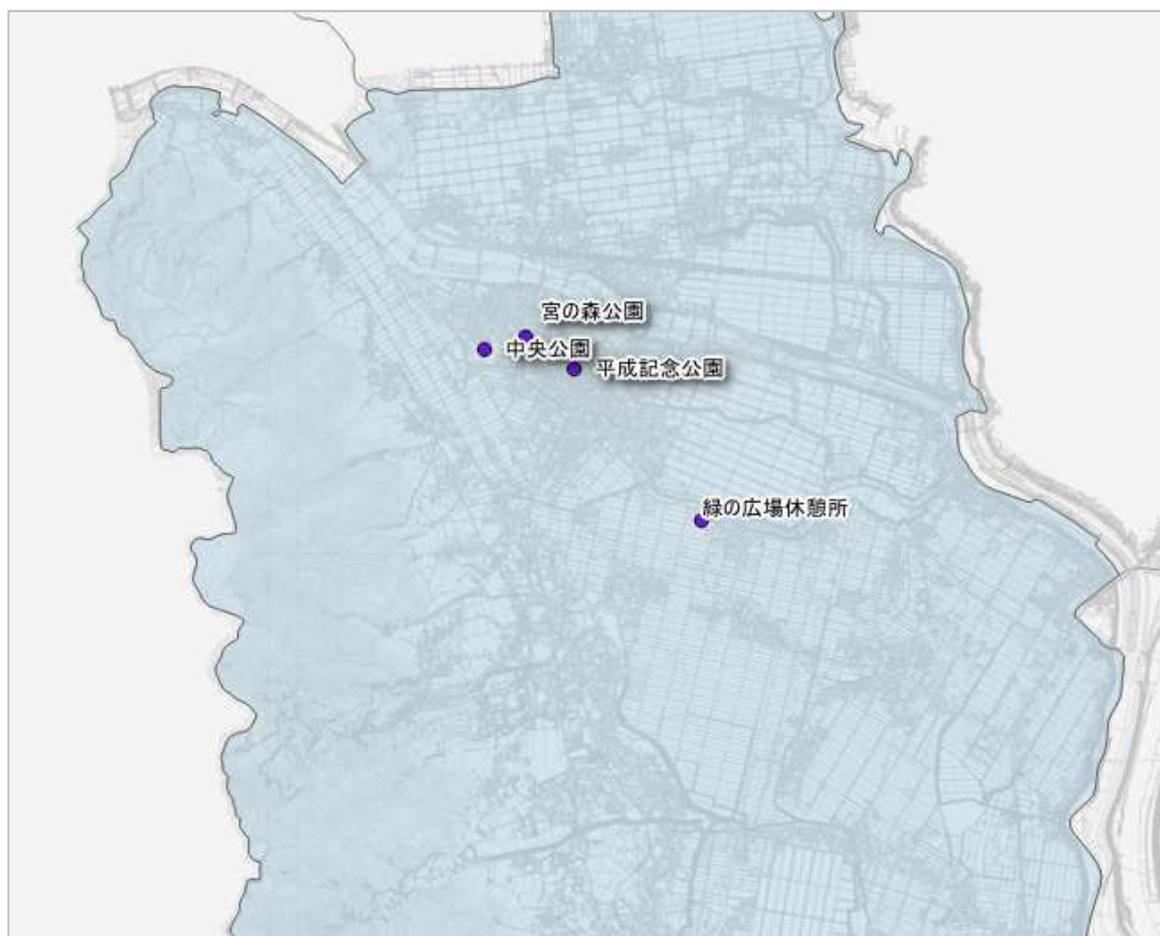
9.公営住宅



(1) 公営住宅

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅（押越住宅 A・B 棟、下高田住宅 A 棟）計 36 戸 ・特定公共賃貸住宅（下高田住宅 B 棟、岩道住宅 A・B・C 棟）計 46 戸 ・改良住宅 	
現状と課題	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■特定公共賃貸住宅の入居率は 80.4%である。 ■町営住宅、特定公共賃貸住宅については耐震基準を満たしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■押越住宅は老朽化が進んでおり、大規模な修繕が必要である。 ■長期空き家となった特定公共賃貸住宅については、入居を促進するための対策が課題である。
過去に行った実績（平成 28 年度～令和 2 年度）	
■「養老町改良住宅譲渡基本方針」の作成	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。 ■改良住宅は「養老町改良住宅譲渡基本方針」に基づき、譲渡による保有数の削減を進めます。 ■公営住宅の適正数の検討を行います。 	

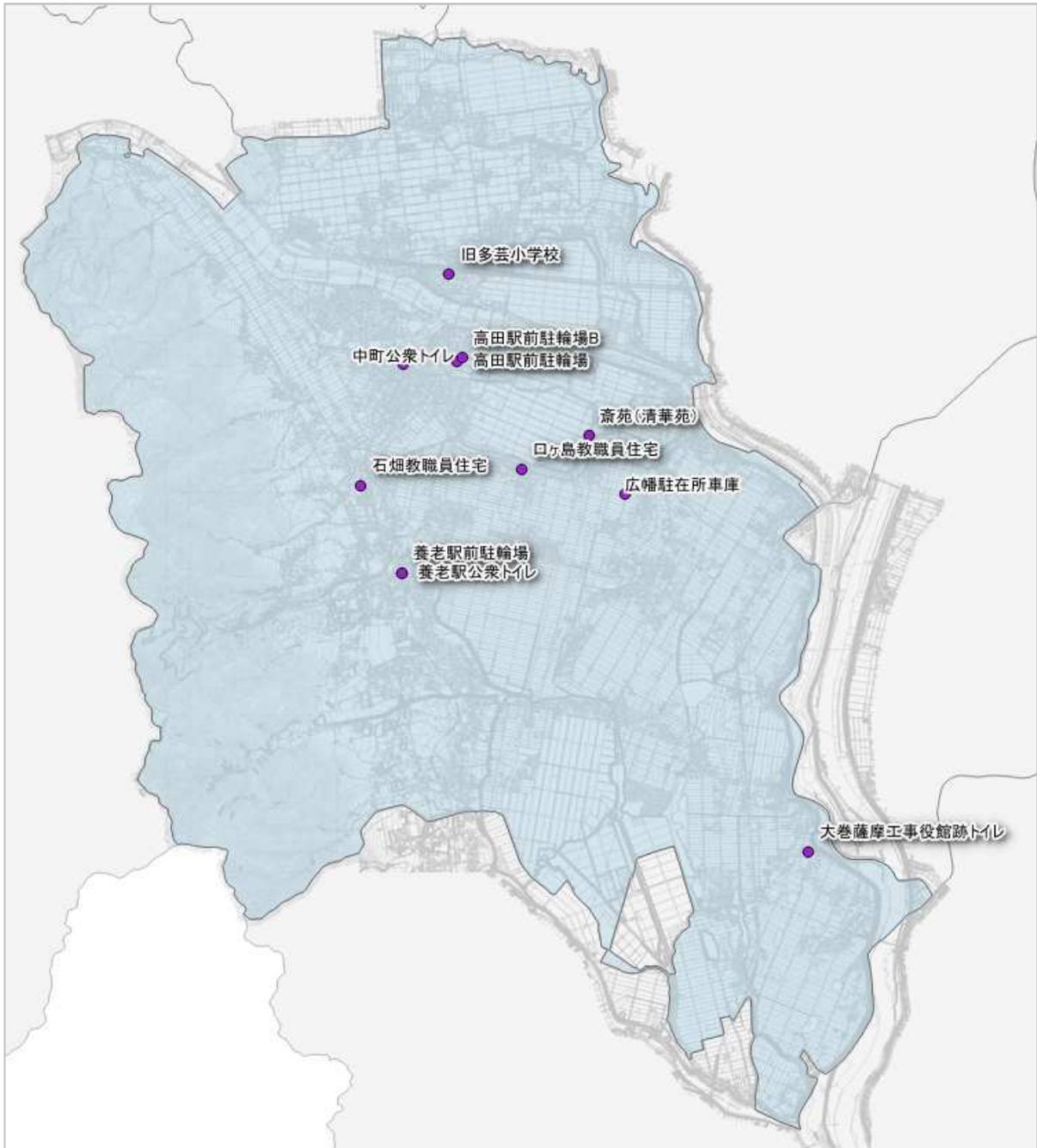
10.公園



(1) 公園施設

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成記念公園、都市公園（スポーツ施設；中央公園） ※建物のある施設のみ対象としています。※中央公園はスポーツ施設に分類 ・宮の森公園、緑の広場休憩所 	
現状と課題	
現 状	■公園の設置数が少ない。
課 題	■町内の公園の適切な設置数について検討する必要がある。
過去に行った実績（平成28年度～令和2年度）	
■平成記念公園：駐車場整備工事	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■地域との協働により公園施設の維持管理を行うことができるよう検討します。 ■点検、補修、更新を計画的に行うことで、公園施設を保全し、安全対策を強化します。 ■これまでの事後保全型管理を見直し、公園施設の長寿命化を図ると共に、保全費用の縮減に努めます。 ■公園の適正な設置数について検討を行います。 	

11.その他建築系公共施設



(1) その他施設

対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎苑 ・ 駅前駐輪場 ・ 広幡駐在所車庫 ・ 公衆トイレ ・ 教職員住宅 ・ 大巻薩摩工事役館跡トイレ ・ 普通財産建物 	
現状と課題	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ■ 斎苑は、委託による各種施設点検管理を行っている。 ■ 斎苑東館は平成 7 年（1995 年）建築、西館は平成 18 年（2006 年）建築であり、新耐震基準を満たしている。 ■ 駅前駐輪場は、委託による日常点検を実施している。放置自転車については、職員のボランティアにより撤去している。 ■ 広幡駐在所車庫は、現在、警察署が使用している。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予防保全的な維持管理を行っていない。
過去に行った実績（平成 28 年度～令和 2 年度）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 斎苑（清華苑）：火葬炉設備補修 	
今後の方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行い、全体の保全費用の縮減に努めます。 ■ 斎苑については、町内でも特に重要な施設であるため、施設内設備も含めて、予防保全的な維持管理に努めていきます。 ■ 広幡駐在所車庫については、駐在所解体に合わせて解体をします。 ■ 行政財産として利用されていない教職員住宅（石畑、ロケ島）や旧多芸小学校については、普通財産建物として除却及び解体時期について検討していきます。 	

6.2 土木系公共施設

1.道路

■養老町まちづくりビジョンにおいて、以下の基本施策を示しています。

- ①広域幹線道路の整備促進
- ②町道など整備の推進
- ③道路環境の整備

対象施設	
・道路 ・トンネル	
現状と課題	
現 状	■町道の舗装率は61.5%である。(令和2年度) ■町道の草刈り等の維持管理は地元の人々により行われている。
課 題	■未舗装道路の解消、現道路の維持管理の充実を図る必要がある。 ■町民との協働による維持管理を進めていく必要がある。
基本的な方針	
■道路法施行規則及び告示に基づき、道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の付属物のうち、損傷、腐食、その他の劣化・異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものは、近接目視により、5年に1回の頻度で点検、診断を実施する。その他の施設については、特徴や状況に応じ適切な点検方法を検討し、実施していく。また、道路パトロール等により道路施設の状況把握に努める。 ■町道舗装補修計画に基づく計画的な修繕・更新を実施する。計画以外の道路は、道路パトロールや修繕要望等により修繕を実施する。 ■点検・パトロール等により道路利用者や第三者に被害等が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施すると共に、通行規制等の必要な措置を講じ、安全を確保する。 ■適切な管理手法と維持コストの適正化を図る。 ■施設等の利用状況や社会的影響を踏まえ、必要に応じて廃止を検討する。	

2.橋梁

- 橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画（平成 24 年度）」を策定し、アセットマネジメントの方針を定めています。
- 町が管理する橋梁の中で、架設後 30 年以上経過した橋梁は、全体の 85%を占めているため、近い将来一斉に架け替え時期を迎えることが予想されます。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、トータルコストの縮減に努めます。

対象施設	
・ 橋梁	
現状と課題	
現 状	<ul style="list-style-type: none">■令和 5 年度（2023 年度）までに、15m以上の橋梁及び主要な橋梁 52 橋について、点検・修繕を実施している。■平成 30 年度（2018 年度）までに、全ての橋梁について近接目視による詳細点検を実施済である。
課 題	<ul style="list-style-type: none">■50 年以上経過した橋梁の老朽化対策が必要である。
基本的な方針	
<ul style="list-style-type: none">■道路法施行規則及び告示に基づき、橋梁について5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断する。■点検・診断等により道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施すると共に、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保する。■緊急輸送道路、跨線橋、跨道橋及び避難路となる道路に架かる橋梁の耐震対策を進める。■橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕・更新を実施する。■点検や修繕方法について、コスト縮減に務める。■利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討する。	

3.公園等

■今後も引き続き町民の方に利用していただけるような環境づくりに努めていく必要があります。

対象施設	
・都市公園	
現状と課題	
現 状	■養老公園を除くと、町民1人当たりの敷地面積が基準を満たしていない。
課 題	■町内に公園をいくつ整備する必要があるのか検討する必要がある。
基本的な方針	
■公園を適切に維持管理していくため、定期的な点検・診断を実施する。 ■予防保全型の修繕を行い、長寿命化を図る。 ■適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努める。 ■施設の有効利用を推進するために、地域協働や民間活力を導入した効率的な運営体制を検討する。	

4.排水機場

- 排水機場については、当初の設置目的に配慮しつつ今後の維持管理主体のあり方を含めて検討していく必要があります。

対象施設	
・排水機場	
現状と課題	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ■管理は、土地改良区に委託している。 ■運営管理費は養老町の一般会計から支出している。 ■平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）に、緊急的に対処が必要な排水機場について、農業水利対策事業の一環として劣化診断を含む施設機能調査を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■施設全体の老朽化が進行し、更新費用の確保が課題となっている。
基本的な方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■各土地改良区において選任された管理者による、目視点検や試験稼働等による点検を継続的に実施し、点検結果を蓄積していく。 ■定期的に専門業者による細部の点検を実施し、管理者により診断する。 ■施設全体の老朽化状況や点検・診断結果に基づき、ポンプ、電気設備等、土木施設ごとに長寿命化の検討を行っており、老朽化が進行している施設から優先して予防保全的修繕を実施していく。 ■老朽化が進行した施設が多いことから、予防保全的な維持管理による維持管理コスト縮減を図りつつ、不具合対処等に係る管理者負担の軽減も同時に図っていく。 ■点検・診断結果に基づいて、維持管理における管理者の安全を確保するための対策を必要に応じて講じる。 ■古い施設のうち、建物の耐震化が未完了の施設については、維持管理をはじめとする人員の出入りの頻度等に基づいて優先度を決定し、順次耐震化を検討する。 ■耐震化の実施に当たっては、県の事業を活用する。 ■主に県の事業を活用して、機械設備を含む施設全般の予防保全を実施していく。 ■老朽化が進行し、騒音苦情等の多い施設については、各排水機場の必要性を鑑み、新たに策定した養老町農業基盤総合整備構想に基づき、排水機場更新や、圃場整備並びに幹線排水路整備を実施する。また、土地改良の合理化も視野に入れ統廃合を進めていく。 	

5.上水道

- 上水道については、養老町水道ビジョン（平成 25 年度（2013 年度）から令和 4 年度（2022 年度））にて現状把握と課題抽出を行い、「安全な水道の供給確保に努める」ことを基本理念として、「安心」「安定」「持続」「環境」「国際」の 5 つの基本目標を設定しています。

安心	安心しておいしく飲める水道
	すべての町民が安心しておいしく飲める水道水の供給
安定	安定して供給できる水道
	災害時、事故時でも安定的に生活用水を確保
持続	健全で持続可能な水道
	需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実、経営基盤の強化
環境	環境に配慮した水道
	資源の有効利用・活用による環境保全への貢献
国際	技術協力を目指す水道
	養老町の水道技術と経験を生かした国際貢献

- 総合管理計画では、これらの方針と整合を図ります。

対象施設	
・水道施設 ・管路施設	
現状と課題	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ■本町の令和 2 年度（2020 年度）末における上水道の総延長は約 324 km である。 ■昭和 50 年代前半に最も多く整備された。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ■管路と管理施設建物の全体的な老朽化が進行している。 ■人口減少等の影響による将来的な給水収益の減少が想定される。
基本的な方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■職員による毎日点検や保守管理を委託している業者より提出される報告書により施設の状況把握に努めると共に、点検結果等に基づき機器の更新を計画的に行い適正な設備の維持管理に努める。 ■毎年、水道管の漏水調査を実施し、地下埋設管路の適正維持に努め、有収率の向上を目指す。 ■上水道アセットマネジメントの考え方に基づいて、土木・建築・工作物の耐震診断による延命化、耐震化を図ると共に、重要管路となる基幹管路を優先とした老朽化対策と耐震化対策について事業計画を策定していく。 ■令和 4 年度（2022 年度）に岐阜県が策定予定の水道広域化推進プランにより、水道事業の広域化を推進していく。 ■当町においても、養老町新水道ビジョンの改定を行う。 	

6.下水道

- 下水道については、供用開始からまだ20年ほどしか経過していませんが、同時期に建設されているため、今後一斉に老朽化が進んでいくと予想されます。
- また、令和2年度（2020年度）から公営企業会計の法適用化により、経営状況を的確に把握し、健全経営を推進するため、下水道料金の適正化についても検討します。

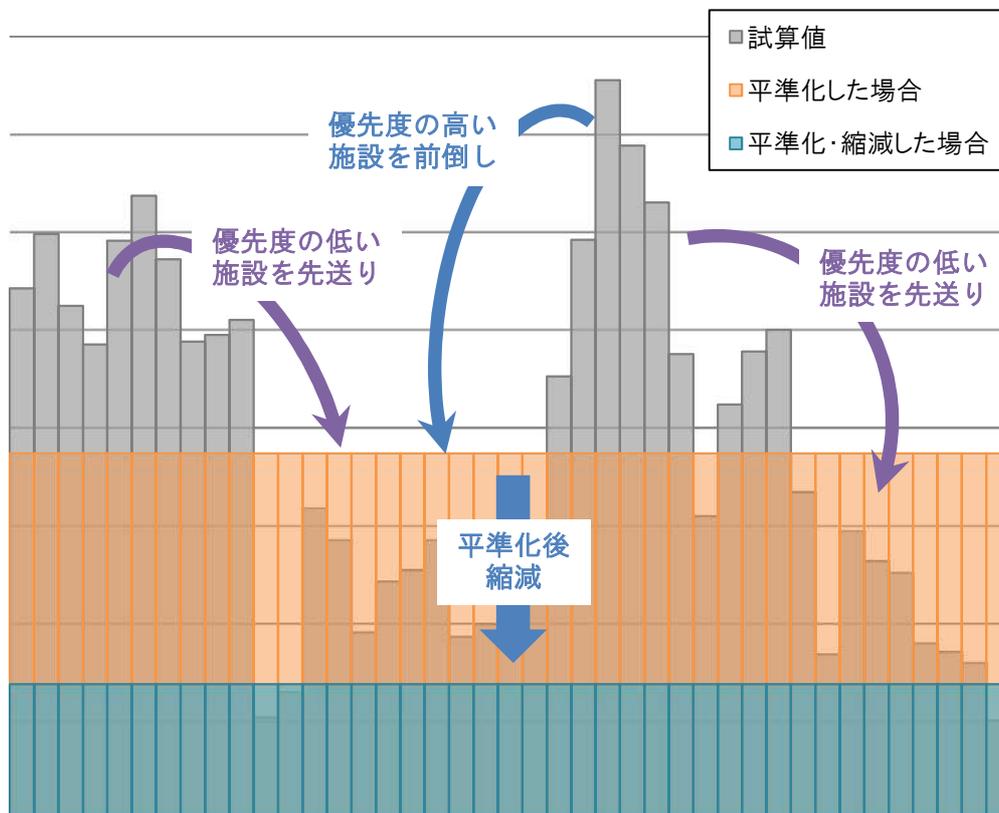
対象施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設 ・管渠 	
現状と課題	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ■公共下水道は、平成7年度（1995年度）から建設開始しており、施設の一部は20年以上経過している。 ■中部浄化センターの長寿命化計画を策定し、平成28年度（2016年度）から対策工事を実施している。 ■平成30年度（2018年度）に全体計画の見直しを行い、計画処理区域面積の縮小を行っている（325ha→234ha）
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■供用開始からまだ20年ほどだが、同時期に建設されているため、今後一斉に老朽化が進んでいく。
基本的な方針	
<ul style="list-style-type: none"> ■保守管理を委託している業者により、日常における施設の異常の有無について、常に点検・監視する。また、業者から提出される報告書により施設の状況把握に努めると共に、点検結果や保守管理による報告結果を記録し保管する。 ■長寿命化計画外の施設は、日常点検結果等に基づき機器の修繕又は計画的な更新を行い、設備の適正な維持管理に努める。 ■下水道管の閉塞や下水道施設に起因する道路陥没等が発生し、道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施すると共に、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保する。 ■公共下水道の終末処理場については、長寿命化計画（中部浄化センター）に基づき、長寿命化対策工事を実施する。他の施設は、適切な管理手法と維持コストの適正化を図る。 ■岐阜県により下水道広域化が進められており、当町においても下水道3施設（公共下水、農業集落排水、平東コミュニティ・プラント）の広域化を検討する。 	

7. 計画の推進に当たっての体制等

7.1 更新費用の平準化調整

- 更新費用試算の結果、集中的に整備された施設が一齐に更新を迎える時期には過大な歳出が見込まれる（グラフの山）一方、更新費用の予算を大きく下回る（グラフの谷）も存在します。
- 安定した財源確保の下でも、大規模改修や建替え等の維持管理事業を安定的かつ確実に実施していくためには、更新費用の山と谷をならし（平準化）、さらに総額を縮減するという考え方が必要です。
- 平準化を行うには、各種方針に従って出された個別計画（実施計画）から、優先度を適切に判断し、財政出動の平準化を図ります。
- 優先度の設定に当たっては、現時点での施設の現況（耐震化実施状況や老朽化状況、更新時期の見込み、利用状況等）や、利用者（町民）の声を踏まえた検討を行います。

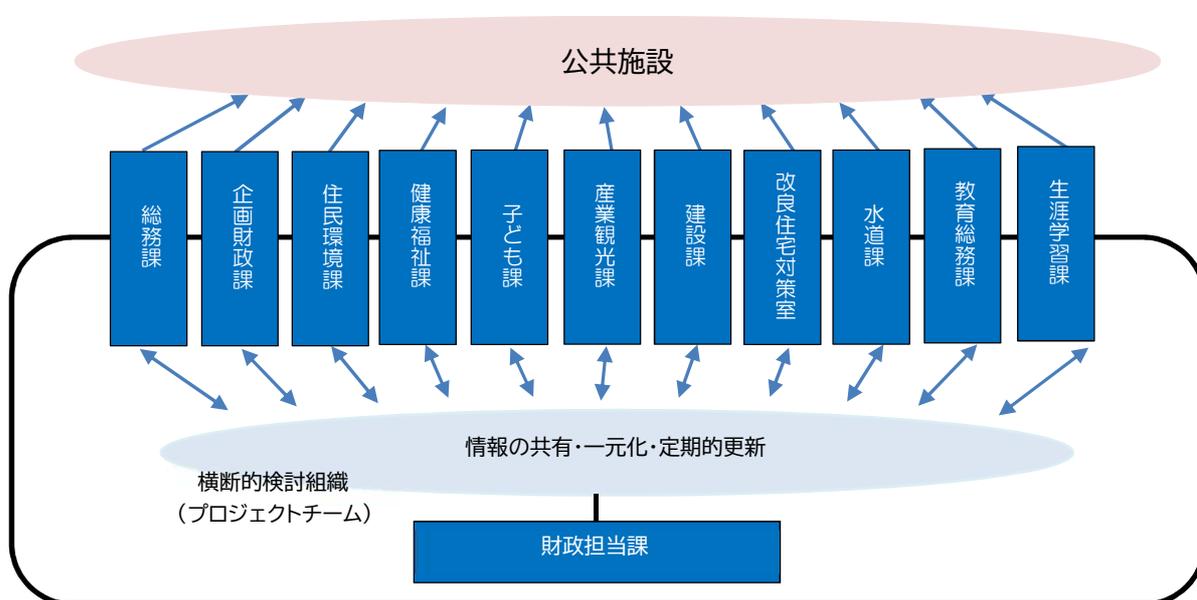
図表：更新費用の平準化・縮減イメージ図



7.2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- 本計画の推進に当たっては、各部局を横断する検討組織を構築し、総合的な管理や個別計画等の進行管理を行います。また、基本方針の取り組みの中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設マネジメントを推進していきます。
- 公共施設等の問題は、全庁的に取り組むことが必要不可欠となります。そのため、職員研修や庁内広報等を通じて、職員への啓発を推進していきます。
- 情報の共有方策として、一元的に整理されたデータを庁内 LAN の活用により各担当者が閲覧できるよう共有ルールを明確化します。

図表：横断的検討組織のイメージ



予算編成部局との連携

公共施設等の適正管理を効率的かつ効果的に実施していくため、予算編成部局との連携を強化します。公共施設等の適正管理にかかる予算については、「養老町公共施設等総合管理計画」に基づき、総合計画や行財政改革との整合を図りつつ、優先的・継続的な予算確保に努めます。

7.3 フォローアップの実施方針

- 本計画の対象期間は、10年間という長期の計画のため、中間時点の5年後を目途に、フォローアップとして計画の見直しを行うこととします。
- なお、本計画の内容については、社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があるため、必要に応じて適宜見直しを行います。
- 建物系の公共施設については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進めつつ、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを実施します。
- インフラ系の施設については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しつつ、適宜見直しを実施します。

目標に対する進捗管理と情報公開及び共有

- 公共施設等総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を実際に利用し、町税により支えている多くの町民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示していきます。
- 策定した公共施設等総合管理計画は、町民への周知を図ると共に、進捗状況等をホームページ等で町民に報告していきます。

町民との連携

- 公共施設のマネジメントを進める上では、町民との情報共有のもと、ご理解・ご協力をいただくことが不可欠となります。
- 本計画の推進に当たっては、進捗状況をホームページで公表するなど、情報の共有を図ると共に、必要に応じて住民説明会や町民参加によるワークショップ等を開催し、合意形成を図りながら、町民の皆さんと共に新たなまちづくりを進めていくという観点で取り組んでいきます。

周辺市町等との広域連携

- 養老町はこれまで、環境・医療において近隣の自治体と一部事務組合等を組織し、広域行政を実施してきました。
- 平成27年度（2015年度）からは本巣市を含めた西南濃3市9町による西美濃創生広域連携協議会を組織し、職員研修をはじめ、移住定住の促進や観光の振興等、幅広い分野において、広域の取り組みを推進しています。
- 変化する社会情勢に対応し、時勢にあった広域連携のあり方を模索しながら、施設活用の広域化等による公共施設維持管理の効率化につなげる取り組みを進めていきます。

公共施設現況調査の継続・活用

- 本計画策定に当たり、各公共施設について実施した現況調査（老朽化状況、維持管理コスト、利用者数等）を継続的に実施し、調査結果を公共施設カルテとして整理・蓄積し、各施設を取り巻く経年的な状況変化の把握に努めます。
- また、施設の状況を客観的に分析・評価し、個別の方針決定や本計画の見直しを図ります。

8.資料集

8.1 専門用語集

養老町公共施設マネジメント関連用語

養老町まちづくりビジョン

■【養老町まちづくりビジョン（令和3年度から令和12年度）】

この計画は、町民主導・公正公平を念頭に、人と地域の接点や人と人との接点を大切に、多様な人とのつながりも育む「人と地域を結ぶまちづくり」の基本理念のもと、将来像である「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」の実現に向けて、地域への誇りや愛着、共感をもち、地域の活力が生まれるようシビックプライドの醸成を図り、いつまでも住み続けられる持続可能なまちづくりをめざしていくためのものです。

養老町人口ビジョン（改訂版）

■【養老町人口ビジョン（改訂版）（平成27年度から令和22年度）】

本町の人口に関する現状分析の結果を踏まえて、将来の人口推計のシミュレーションを行い、現在の合計特殊出生率を維持しつつ、転出を抑制するための施策を実施します。

第2期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略

■【第2期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略（令和3年度から令和7年度）】

養老町人口ビジョン（改訂版）で設定した目標人口を達成するための具体的な施策について取りまとめました。

養老町まちづくりビジョンとの整合性を図り、地域の魅力向上や活性化により、交流人口の拡大や人口の減少を抑制するとともに、移住定住の促進やテレワークの推進、関係人口の確保につなげていきます。

養老町国土強靱化地域計画

■【養老町国土強靱化地域計画（令和3年度から令和7年度）】

いかなる災害が発生した場合でも、機能不全に陥らず、被害を仮に受けることがあっても可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、強く、しなやかな、絆を大切にす養老町を次世代に引き継ぐために策定しました。

公共施設マネジメント

■地方公共団体の保有する施設等を重要な資産の一つと捉え、戦略的に施設の企画、計画、建設、運営、管理、維持、更新等を行い、地方公共団体活動を最適化する経営管理活動です。

インフラ長寿命化基本計画

■老朽化対策に関する政府全体の取り組みとして、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年11月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。

■今後、基本計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、あらゆるインフラの安全性向上と効率的な維持管理を実現することとされています。

長寿命化

■公共施設の更新（建替え・大規模改修）の時期を想定するに当たり、従来の考え方では法定の耐用年数を建物の使用限度と考えていましたが、各建物の物理的な耐用年数まで使用するため、建物の機能改善のための修繕を計画的に実施することを長寿命化といいます。長寿命化により公共施設の維持管理に掛かるコスト節減と安全確保等を実現していく必要があります。

ライフサイクルコスト

- 建物の建設時から最終的に解体に至るまでの、その建物にかかる初期（イニシャル）コスト、施設運営及び維持（ランニング）コストの総計をライフサイクルコストとといいます。
- 建物のライフサイクルコストは建設費の数倍掛かるのが一般的とされており、これを念頭に置きつつ、建物の更新に必要な費用とそれに充てる財源について中長期的に計画していく必要があります。

行財政関連用語

PPP/PFI

- PPP（Public Private Partnership：官民連携）とは、養老町において既に採用している指定管理者制度や、以下に示すPFI等のような、官民が連携して公共サービスを提供する手法及び枠組みの総称です。
- PFI（Private Finance Initiative：民営公共事業）とは、民間の活力（資金・技術等）を活用することにより、国や地方公共団体の各種事業（公共工事等の設計・建設・維持管理・運営等）に係るコストの軽減を図りつつ、公共サービスの品質維持・向上を目指すための事業執行・推進のしくみです。
- PFIを活用できる施設としては下記のようなものが挙げられます。
 - ・公共施設（道路・河川・公園・上下水道等）
 - ・公用施設（役場庁舎・宿舍等）
 - ・公益的施設（公営住宅・教育文化施設・廃棄物処理施設・社会福祉施設等）
 - ・その他（研究施設等）

コンパクトシティ

- 拡散した公共施設等を中心市街地に集約化して都市機能を近接化し、生活圏を再構築し、社会インフラを賢く使っていくための施策を、集約型都市（コンパクトシティ）の形成といいます。
- 人口減少や高齢化が進行するなかで、公共サービスが集約化された「歩いて暮らせるまちづくり」を目指すものです。